

第2期東京都いじめ問題対策連絡協議会（第2回） 会議記録

1 日 時 平成29年11月14日（火） 午後2時から午後4時30分まで

2 場 所 東京都庁第二本庁舎31階 特別会議室27

3 出席委員

森田会長、増渕会長職務代理者、森山委員、金子委員、中崎委員、酒井委員、有馬委員、小倉委員、朝日委員（代理：相賀）、野村委員、奥村委員（代理：増田）、井門委員、池本委員、熊澤委員、相原委員、石川委員（代理：鈴木）、下田委員（17人）

※ 欠席委員：仁田山委員 松山委員 花本委員、大八木委員、鳥海委員、前島委員、佐藤委員、清水委員、正木委員、永見委員（10人）

4 事務局参加者

教育庁：建部 指導部指導企画課長、 青海 指導部主任指導主事
齊藤 指導部主任指導主事
青少年・治安対策本部：和田 青少年担当課長
生活文化局：吉原 私学部私学行政課長

5 会議記録

【事務局（【事務局（青海主任指導主事（生徒指導担当）】（生徒指導担当））】

皆様こんにちは。本会議の傍聴につきましては、都教育委員会傍聴規則に準じて受け付けてございます。本日は1名の方の傍聴を受け付けておりますので、御報告いたします。

それでは、森田会長、会議の進行をお願いいたします。

【森田会長】

本日は、東京都いじめ問題対策連絡協議会の全委員27人のうち、17人の委員の皆様方に御出席いただき、おありまして、東京都いじめ問題対策連絡協議会規則第6条で定めております定足数を満たしております。よろしく御審議いただきたいと思います。

それでは、ただいまから東京都いじめ問題対策連絡協議会の第2回の会議を開催させていただきます。はじめに東京都教育委員会を代表して、出張吉訓教育監から御挨拶いただきたいと思います。よろしくお祈りいたします。

【出張教育監】

改めまして、皆さんこんにちは。

ただいま御紹介いただきました東京都教育庁教育監の出張と申します。

皆様には、非常に公私ともに御多用の中、第2期の東京都いじめ問題対策連絡協議会の第2回の会議に御参集いただきまして、誠にありがとうございます。

さて、平成26年7月に東京都いじめ防止対策推進条例が施行されまして、早いものでもう3年がたったところでございます。本年3月には、国によるいじめの防止等のための基本的な方針が改定されまして、いじめ防止の解消に向けた組織的対応の一層の徹底が求められているところでございます。

東京都内の公立学校や私立学校では、いじめ防止対策推進法や条例に基づきまして作成しました東京都いじめ防止対策推進基本方針を踏まえまして、いじめは子供の生命や心身の健全な成長、人格の形成に重大な影響を及ぼすものであり、絶対に許されない行為であるとの認識に立ちまして、いじめ防止の対策を推進しているところでございます。

しかしながら、全国的にいじめにより重篤な事態に至ってしまう事例や、学校、教育委員会の対応に対する厳しい指摘もされているところでございます。

現在、全ての学校において学校いじめ防止基本方針が作成されるとともに、学校いじめ対策委員会等の組織が設置されまして、いじめの未然防止、早期発見、早期対応などの段階ごとに具体的な取組が行われているところでございます。特にいじめを軽微な段階で発見いたしまして、早期の解決に導くためには、教職員がいじめはどこの学校、どの子供にも起こり得る問題であると捉えまして、法の定義に基づきましていじめを見逃さずに認知することが大切でございまして。

先日発表されました平成28年度の児童・生徒の問題行動・不登校等の実態につきまして、都内公立・私立学校のいじめの認知件数は昨年度と比べまして約3倍の18,765件に増加したところでございます。これはまさに教職員が軽微ないじめも見逃さず、確実に認知してきた結果であると我々は考えているところでございます。

今後、いじめの防止対策等の一層の推進に向けまして、子供にとって相談しやすい環境の整備や、いじめの解決に向けて子供たちが主体的に行動しようとする態度の育成などもさらに充実を図る必要があると考えているところでございます。

これらの課題を解決するためには、これまで以上に保護者、地域の方々、関係する機関や団体の皆様など、社会全体の力を結集いたしまして、いじめ防止の取組を推進していくことが必要であります。本日はその意見交換の場として、どうぞ忌憚きたんのない御意見を頂戴できればと思っております。東京都といたしましても、引き続き全ての子供が安心して学校に通い学ぶことができるよう、いじめ問題の解決に向けまして全力で取り組んでまいり所存でございまして。委員の皆様のお力添えを賜りまして、この会が充実な実りの多いものになることを祈念いたしまして御挨拶にかえさせていただきます。どうぞ本日は、よろしくお願いいたします。

【森田会長】

はい。ありがとうございました。教育監は公務のためにここで退席されると伺っております。どうもありがとうございました。

【出張教育監】

よろしくお願いいたします。

(出張教育監退席)

【森田会長】

カメラにつきましても、御退席をお願いいたします。

それでは、続きまして、本連絡協議会の新委員の紹介でございまして。資料1を御覧ください。

人事異動等によって新しく委員になられた方につきましても、表の右側に丸の印を付けさせていただきました。時間の都合上、お一人お一人御挨拶いただくというわけにもまいりません。資料1の委員名簿をもって紹介に代えさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、次に東京都のいじめ問題対策連絡協議会規則について、事務局より御説明をお願いいたします。よろしく。

【建部指導企画課長】

東京都教育庁指導部指導企画課長の建部でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。
新たに委員に御就任された方もいらっしゃいますので、ここで改めて東京都いじめ問題対策連絡協議会規則について御説明を申し上げます。

資料2を御覧いただきます。

まず、第1条の趣旨についてでございますが、この規則は、東京都いじめ問題対策推進条例に基づき、本協議会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものであります。

第2条の所掌事項については3点ございます。1点目は、都、区市町村または学校におけるいじめの防止等のための対策の推進に関する事項、2点目は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携に関する事項、3点目は、その他いじめの防止等のための対策の推進に必要な事項となっております。

次に、第3条の組織についてでございますが、本協議会は、学校、東京都教育委員会、東京都児童相談センター、東京法務局、警視庁、その他の関係者により構成される30人以内をもって組織すること、委員は、東京都教育委員会教育長が任命または委嘱するとなっております。

第4条の委員の任期についてでございますが、2年となっております、皆様の任期は平成30年7月31日までとなっております。

第5条の会長についてでございます。協議会に会長を置き、委員の互選によって定めること、会長は、協議会を代表し、会務を総理すること、会長に事故があるとき等は、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理することとなっております。

第6条の会議及び議事についてでございます。協議会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができないこと。協議会の議事は出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは会長が決することとなっております。

第7条の庶務については、東京都教育庁において処理することとなっております。

本協議会規則についての説明は以上でございます。

【森田会長】

ありがとうございました。それでは、ただいま読み上げていただきました協議会規則第5条のところでございます3項でございます。この会議、会長職務代理者を指名するということになっております。私のほうから指名させていただきます。

これまで本協議会の会長職務代理者でございました、先ほどの出張吉訓委員は教育監になりました。したがって、後任の増淵達夫指導部長が新たに委員になりましたので、改めてこの第5条第3項に基づきまして増淵委員を本連絡協議会の会長職務代理に指名させていただきたいと思っております。よろしゅうございますか。

(異議なし)

【森田会長】

はい。それでは、よろしくお願いいたします。それでは増淵委員御移動ください。

(増淵委員 座席移動)

【増淵会長職務代理者】

よろしく申し上げます。

【森田会長】

どうもありがとうございます。

次に、事務局から東京都におけるいじめ防止等の対策について御説明いただきます。なお、質問がございましたら、全ての項目の御説明が終わった後にお受けしたいと思っておりますので、よろしく願います。

それでは、願います。

【建部指導企画課長】

それでは、私の方から東京都におけるいじめの防止等の対策について説明をさせていただきます。

別冊資料のいじめ総合対策第2次を基に説明を申し上げます。赤い冊子上巻の「学校の取組編」140ページを御覧ください。

東京都は、いじめ防止対策推進法が施行されたことを受け、いじめ防止対策等に関し万全の体制を整備することが必要と考え、平成26年に東京都いじめ防止対策推進条例を制定いたしました。また、同推進条例第9条の規定に基づき、いじめ防止対策等を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を示すものとして、都内の公立及び私立学校を対象とした東京都いじめ防止対策推進基本方針を策定いたしました。この基本方針では、いじめ問題への基本的な考え方として「いじめを生まない、許さない学校づくり」「児童・生徒をいじめから守り通し、児童・生徒のいじめ解決に向けた行動を促す」「教員の指導力向上と組織的対応」「保護者・地域・関係機関等との連携」を掲げております。都教育委員会では、この基本方針を基に、平成26年10月、都内の全ての公立学校を対象としていじめの未然防止、早期発見、早期対応、重大事態への対処の四つの段階ごとに学校における具体的な取組を示したいじめ総合対策を策定し、より実効的な取組を推進してまいりました。

この総合対策につきましては、昨年度改定を行い、平成29年2月に第2次を策定いたしました。この改定では、新たな取組を学校に課していくという視点ではなく、旧総合対策の成果と課題を明らかにし、学校がより効果的に取り組めるようにするための具体策を示しております。

それでは、冊子の8ページ、9ページをお開きください。

この総合対策第2次では、いじめ防止等の対策を推進する六つのポイントを示しております。特に「軽微ないじめも見逃さない」「教員一人で抱え込まず、学校一丸となって取り組む」とあるように、いじめの定義に基づきいかなるいじめも確実に認知し、学校が組織的に対応することはいじめ防止対策を徹底していく上で不可欠であると考えております。

それでは、次に34ページを御覧ください。

軽微ないじめについて更なる理解啓発を図るため、重大性の段階に応じたいじめの類型を示し、意図せず行った言動でも、その行為を受けた子供が心身の苦痛を感じた場合にはいじめに該当することを示しております。また、このような軽微ないじめを認知していくことでいじめの件数が多くなったとしても、その学校に課題があるという捉え方はしないことも明示しております。しかしながら、文部科学省による児童・生徒の問題行動等の調査結果によりますと、都内公立学校におけるいじめの認知件数は、平成25年度から平成27年度まで年々減少しておりました。しかし、都教育委員会としては、いじめの実態が正確に反映されているか検証が必要であると考えておりました。

そこで、都教育委員会では、昨年度、改めていじめの定義に基づく確実な認知について区市町村教育委員会の担当者連絡会、校長連絡会、教員対象の研修会等、あらゆる機会において繰り返し周知徹底を図ってまいりました。こうした取組により、先月10月26日に公表いたしました平成28年度児童・生徒の問題行動・不登校等の実態については、いじめの認知件数は全校種で前年度と比べ大幅に増加しており、約3倍の認知件数となっております。さらには、同調査では、いじめの解消率も全校種で上昇しています。こ

これはこの総合対策において、法により各校に設置が義務付けられている学校いじめ対策委員会の役割や年間の取組、校内研修の内容等を示しており、こうした取組例を基に学校における組織的な対応が行われるようになってきたことと捉えております。このいじめ認知件数の増加と解消率の上昇は、いじめ防止対策等に向けたこれまでの取組の一定の成果であると考えております。

また、学校教育相談体制の更なる充実に向け、都内の全公立小学校・中学校に加え、昨年度、都立高等学校の全課程にスクールカウンセラーを配置したほか、スマートフォンから瞬時に東京都いじめ相談ホットラインに電話がつながるアプリケーションを開発するなど、相談しやすい環境整備を一層推進しております。

こうした取組をより実効性のある対策に高めるためには、これまで以上に学校と保護者、地域の方々、関係の機関や団体の方々との信頼関係に基づく連携協力体制を強化していくことが重要であると考えております。

本日は、それぞれのお立場から忌憚のない御意見を賜りますようお願いを申し上げます、説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

【森田会長】

はい。ありがとうございました。それでは、ただいまの説明及びそれに関連することについて御質問がございますでしょうか。限られた時間ですので、まとめて御質問だけを先に受けて、それから、その御担当等でお答えいただくという形で進めさせていただきたいと思います。いかがでございましょうか。

はい、どうぞ。

【相原委員】

御説明どうもありがとうございました。

1点お伺いさせていただきたいのですが、平成28年にいじめの計数として3倍になったとうかがいました。ただしこれはできるだけきめ細かく小さい問題もできるだけ吸い上げるように関係各位、御担当の皆様が努力された結果だろうと思われ、私は尊重したいなと思います。一方、解消率のほうについても、かなり解決できたというお話があったのですが、そのところについて少し補充して御説明いただけますでしょうか。どういうところからそれが分かるかとか、どういう内容で解決に至ったか教えてください。

【森田会長】

事務局でよろしゅうございますか。お答えさせていただきたいと思います。

【事務局（青海）】

御質問ありがとうございます。認知の解消率につきましては、調査でいじめの認知件数の調査とあわせて解消についても調べてございますので、学校から上がってくるものでございます。解消率の具体的な数字につきましては、机上にお配りさせていただいております資料の3、問題行動・不登校等の実態について概要というのがございまして、これの表面の右側がいじめになっていまして、上のほうに表があります。その一番右側に解消率という具体的な数値がありますが、この数値が全て9割を超えているというような、このあたりで数値御覧を頂けたらと思っています。なお、解消につきましては、現在、その行為がきちんと治まってそれから3か月が一つの目安になっています。ですから、その客観的な視点で学校のほうが御回答いただいているということになるかと思われま。

以上でございます。

【森田会長】

はい。ありがとうございます。よろしゅうございますか。

この解消率につきましては、文部科学省の基本方針の改正でこの3月に確定案が出ました。それからの御対応を迅速に教育委員会の方で導入していただいていると思っております。ただ、3か月というのはあくまでもモニター期間の一つの区切りとお考えいただいて、その後のフォローアップも含めてやはり見守っていくということがやっぱりいじめの対応の基本でございますので、今後も引き続いてその点は御留意いただきたいというように思っております。

少し補いますと、そもそも解消率が9割というのは、全国的には平均でも8割6分でしたかな。非常に高い。これはむしろいじめとしては異常な事態、いじめ指導としては本来は解消したとしてもずっと見守りながらある一定期間のところではやっぱり目途をつけていかざるを得ないというような事情で、文部科学省の基本方針のほうの改定でも3か月を区切りとしました。それから3か月だけじゃなくて、そのときにいじめられた子供にまだそういう苦痛といいますか、苦しみが残っているかどうかということももう一つの目安になっておりますので、その行為が止まったというだけではなくて、あくまでもいじめられた児童・生徒の心に沿ってその解消率を見ていくというのが基本でございますので、そのあたりのところはしっかりと押さえていただきたいと思っております。

ほかにもございますでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、まだ関連事項が出てくるかもしれませんし、後の議論の中でまたお出しただければと思っております。

それでは、続きまして、委員の皆様による協議に移らせていただきます。

本日、大きく2点について皆様から御意見を頂いて話し合いを深めてまいりたいと考えております。

1点目は、まず都、区市町村、学校におけるいじめ防止等の現状と課題についてでございます。各委員の皆様から現在の取組の状況について御紹介いただきたいと思っております。

まずは学校のお立場から、特に関係の機関や団体との連携の実態、これについてもこの会議の一つの重要な議題でございますので、触れながらお話いただくと2点目の協議内容にもつながってくるかというぐあいに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。また、是非成果が上がった取組だけではなくて、推進上の課題についても率直にお伝えいただき、皆さん方のいろいろなお知恵、あるいは御協力を頂ければなおさらいいと思っておりますので、その点についてもいろいろとお諮りいただきたいと思っております。

それでは、まず最初、東京都公立小学校校長会あきる野市立東秋留小学校長の野村委員からお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

【野村委員】

東京都公立小学校校長会副会長を務めます野村でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、いじめ防止等の取組について、小学校で現在取り組まれていることにつきましてお話をさせていただきます。

まず、東京都の施策を受けまして、都内の全小学校で取り組んでいることとして、「ふれあい月間」というのが年3回ございます。6月、11月、2月です。この1か月を通しまして児童へのいじめの実態調査を行っているところでございます。

友達関係を振り返るよい機会となっております。また、いじめ撲滅への啓発のよい機会と学校としてはさせていただきます。その中で、このときばかりではありませんが、先ほど御説明がありました、机上に都の方で配っていただきましたが、こちらの青い方、いじめ総合対策【第2次】で出た冊子で「実践プログラム編」を紹介しています。この中で道徳の授業などはこちらの方を活用させていた

だいて、よりいじめについて考えていく。そのような機会にも活用させていただいているところでございます。

2点目でございますが、全校にスクールカウンセラーが配置をしていただいております。現在、5年生全員に面接をスクールカウンセラーがしていただいております。学級編制替えの1学期に実施することによって、高学年になって新しい友達との出会い、そういう中では非常に不安な部分も抱え、また心の変化というところで一番タイムリーな時期ではないかと思っています。本校においても5年生の1学期に行くことによって、夏休みへ入る前に気持ちを落ち着かせて、友達との関係も有効になっていじめの未然防止につながっている取組ではないかと思っております。

続いて、これからお話させていただくのは、本地区教育委員会の施策との絡みでございます。内容的にはどの恐らく地区教委も同じようなことを取り組んでいるのではないかと思います。

あきる野市では、施策の中に「いじめ・不登校ゼロ」というのを掲げています。教育委員会のほうから「あきる野市いじめ撲滅3原則」というのを発していただいております。「いじめを許さず、されるを責めず、いじめに第三者なし」ちょっと難しい言葉ですが、これを受けまして、本校では、いじめをなくす三つの約束ということに設定をしましてずっと継続をしているところです。少し子供たちにも分かりやすいように「いじめを許さない、いじめられている人を責めない、いじめに気付いたらやめさせる」こういうふうな形で、ちょうど年度当初、1年生が朝会と一緒に参加をされるようなところを見計らって全校に校長講話を通じて教えているところでございます。

それから、いじめについて考える日というのを月一回設定しています。ただし、名称は本校の場合「いいなの日」というふうな名称にしております。「いいな」というのをいわゆる友達や学校の良さを再発見する機会ということに加えて、学級指導だけではなく、特別支援学級の児童との交流給食や、昼休みを長くとることによってクラス遊びを活性化させたり、縦割り班遊びを導入したりすることによって様々な友達と関わること、様々な友達の良さを再発見することによっていじめの未然防止を図っております。

続いて、市の教育委員会の主催で年一回行われているのですが、本市では「いじめをなくそう子ども会議」というのを開催しています。こちらにつきましては小中一貫教育の取組の一つでもありますが、各中学校区の児童会、生徒会の役員によりいじめをなくす具体的な取組について話し合っ、各学校に持ち帰って各学校で児童会・生徒会が中心になって推進をしているものでございます。具体的には各学校でいじめをなくすためのスローガンを掲げたりして、うちの場合はのぼり旗にしたり、それからマスコットをつくったりして全校に呼びかけています。挨拶運動などのときに、こののぼり旗は活用させていただいているところでございます。

それから、小・中合同の挨拶運動というのも一緒に行っているのと同時に、SNS東京ルールを受けました、SNSあきる野ルールの作成もこの会議で行わせていただいたところでございます。

続きまして、今度は学校いじめ防止基本方針に沿っての学校での組織的対応ということについてお話させていただきます。従来から本校では月一回教育相談委員会等を設置しておりました。そちらをよりいじめ、それから不登校の防止ということも視野を広く考えて、校内いじめ・不登校・自殺防止委員会とを兼ねて設置をさせていただいています。各学年より児童の状況について報告、それから共通理解を図るとともに、今後の共通指導の徹底を図っていく、そういうような会議にしております。また、週一回生活指導朝会、本校では金曜日を設定しているのですが、この中で各学級からクラスの状況、気になる児童についての報告、ここでも共通理解、それから今後の共通指導の再確認をさせていただいています。指導の成

果、それから、これからの課題等につきまして、全職員で共有することによって、全員が一人一人の児童をしっかりと見ていくというような体制をとっております。

それで、先ほどSNSにつきましてお話をさせていただきましたが、SNS東京ルールを受けてSNSあきる野ルールが決まりました。これを受けまして、SNS東秋留小ルールというのを児童会が中心になって作成をいたしまして、学校だよりにて家庭に配布をいたしまして家庭の中でのルールということにつきまして決めていただくように周知をさせていただいたところでございます。

最後に、東京都公立小学校長会の取組といたしまして一つ御紹介をさせていただきます。東京都公立小学校長会は、人権教育特別委員会というのを設置しております。こちらは東京都全体をA、B、Cの三つのブロックに分けて、学校における人権教育の在り方について協議を行うもので、ブロック別に人権教育研究協議会を実施しております。こちらの方を実施することによって、幅広く人権教育、もちろん中にいじめ問題がございます。こちらについても各学校でまずは校長の意識を高めていじめ撲滅について協議をしているところでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

【森田会長】

はい。ありがとうございました。それでは、続きまして、東京都公立高等学校長協会、都立東大和南高等学校長の小倉委員お願いいたします。

【小倉委員】

今、小学校の方の動きがもう実に網羅されていまして、改めてというのは難しいぐらいなところですよ。同時に同じように歩調をあわせて小・中・高やっているんだなということを確認させていただきました。高等学校も小学校同様に年3回の調査、それからスクールカウンセラーの全員面接、それから各教員の面接を通じての情報共有等、全て同様に足並みそろえてやっております。

私は、校長協会の生活指導部会の委員長をやらせてもらってまして、そこに所属している学校の現状なども毎月の会の中で伺っているところです。やはり高校では、随分と今までと比べると生徒はおとなしくなってきました。それは全体の傾向です。ですので、暴力事件とか、そういう凶悪なものは減ってきてはいるんですけども、やはりいじめは起きてはいます。特に多い学校においては相当な件数がある。そういう学校ほど、やはり早いうちからもう芽を摘むということがもう教員の中で共有化されていますので、かなり早い動きをとって、全て潰しているというような話は伺っています。それから、やっぱり目に見えにくいところは、先ほどもSNSとかが出てきましたけれども、そのあたりですね。LINE外しであるとか、そのあたりのことが、やはり本人から、あるいは通報者から出てこないとなかなか把握できないので、そこら辺のところを注意深く見ているということは毎回の会で出てきています。

うちの学校であったところのお話を一つ紹介しますと、これも全体の傾向ではありますが、不登校、高校1年生の1学期が実は結構多いんですね。うちも何人かいます、数年前ですね、こんなケースがありました。本校は幸いなことにいじめ、この4年間1件も少なくとも把握はできてない、実態としてもないと僕は信じています。そういった穏やかな学校なんですけれども、ある女子生徒が入学して、確か中間試験後、5月末ぐらいですかね、突然ぱったり来なくなりました。その子と直接の話もしたんですけども、こういうことでした。中学校のときにいじめを受けて不登校になった。この学校に入れて本当に環境が、環境というか学校が楽しくてありがたいと思っているんですけども、中学校のときのそのことが自分の中からそれが追い出せないとか、そのときの気持ちが今でもずっと続いていると、学校というものに対してやっぱり恐怖心、抵抗感がずっとあるというので、本当に学校の担任の先生や友達には申し訳ないん

だけでも、みんな私が悪いんですというんですよね。つまり学校のせいじゃないんです、私が学校に行けないのはという。ともかく中学校のときのその経験、いじめられた経験、不登校の経験がいまだに私をむしばんでいるという言葉は使いませんでしたけども、そういった状態だということですね。僕はかなりショックを受けましたその話を聞いて。ああ、いじめというのはこういうふうになんて縛っていく、傷つけていくんだということを実感した場面でしたね。

もう1件、確か僕は恐らく、恐らくというか、そこはちょっと情報がはっきりしなかったんですけども、多分そうだろうというケースがありました。ですから、さっきフォローアップという言葉が出ましたけども、その部分、解消率は上がっているのも僕も実感として分かります。ただし、そのフォローですね。いじめられた子のフォローが、これは大切だと思っています。スクールカウンセラーが配置されてからもう何年もたちまして、大分定着してきました。保護者への周知というか、認識も高まってきていて、最近では保護者からの面接依頼も多くなってきています。そういった中で、実はうちの娘は中学校のときにいじめられて不登校という話も出てきているとスクールカウンセラーから聞いています。ですので、未然防止も、もちろん大事です。それが最も大事かもしれません。ただし、やはりフォローアップが相当大事なことになるのではないかなと思っています。と同時にやっぱり感じるのは、いじめる側ですね。いじめ、暴力、これは絶対にいけないと。これはもちろん間違いないことですし、今後もその姿勢で行くべきことは分かっているんですけども、なぜ彼らはいじめるのか。僕はやっぱりこれは集団力学的な問題だと思いますし、その中で立ちあらわれてくるある種の心理だと思うんですね。そのあたりのことを我々はやはりしっかり押さえておかないと、つまり誤解を恐れずに言えば、彼らはいじめる側を理解することなんです、我々が。それが必要じゃないかと思っています。理解するということが許すという意味ではありません。その心理、その集団の動きみたいなものを理解するということが、やはり今後重要になってくるんじゃないかとそんなふう感じております。

すみません、ちょっと個人的な話を行ってしましまして。高校全体に関しては言い訳ではありません。本当に小学校と同じような形でやらせていただいています。以上です。

【森田会長】

はい。ありがとうございます。続きまして、東京都立特別支援学校長会都立久我山青光学園校長の相賀様、よろしくお願ひいたします。

【相賀氏（朝日委員代理）】

本日は都立永福学園の朝日校長の代理として出席をさせていただきました。よろしくお願ひいたします。特別支援学校におけるいじめ防止等の取組についてでございますが、特別支援学校でも、いつでもいじめは起こり得るという認識をやはり教職員一人一人が持つことが大事なのではないかと考えております。ややもすると、特別支援学校の教職員の中には、特別支援ではいじめは起こりにくいんじゃないかという認識をもつ者がまだかなりいるのではないかと感じております。でも、各校ではいじめ対策委員会の方で企画します校内研修会を通して、このような認識を払拭して教員間でいつも共有して、保護者にも説明・連携していくという動きがございます。

特別支援学校でも、御案内のとおり、盲、ろう、肢体不自由、病弱教育の学校では知的障害のない児童・生徒が準ずる教育として学んでおりますし、知的障害特別支援学校でも、極めて軽度な子供から重度重複の障害のある子供まで非常に幅広い子供が在籍しています。そういったことで通常の学校と同じことが起こり得るという認識を持つことが大切だと思いますし、また、教員自身の問題として、例えば体罰とか不

適切な言動、それから家庭における虐待の問題まで、幅広く教員がアンテナを張って広げておく必要があるのではないかというふうに考えております。

実際のところ、特別支援学校でもいじめが疑われる場面として、児童・生徒が自殺等を行うということもあり得ますし、リストカットなどの自傷行為をする。それから原因不明のあざをつくっているということは実際に起きています。このようなことが起こった場合には、包み隠さず全体場で報告して全教員で対応していくという、そういった体制はほぼできていると考えております。

また、普段の教育の中でもいじめの未然防止につなげる活動は数多く行われております。三つほど例を挙げますと、一つはキャリア教育の視点からですが、特別支援学校では、自立と社会参加に向けて幼稚部、小学部の段階から人間関係づくりや自分で決定する力、それからいろんな情報を活用するといったような段階を踏んで、自己肯定感や自己有用感を高めて将来自分で職業生活が営んでいける力を身に付けるという教育を計画的に行っています。障害の状態や程度が違っていても、一人一人が自立して社会参加できるように、子供に応じてこれらの力を身に付けさせていくことが大切だと考えています。

二つ目に、自己肯定感を高める活動として、各校で様々な障害者スポーツ大会への参加とか、検定ものですね。漢字検定とか英検、数学検定、そういった検定などを積極的に受けさせて、受賞、合格した際には学校全体で表彰するといったような活動を行い、児童・生徒の自尊感情を高めるということも行われていますし、また、今年から教育庁指導部の指導もあり、社会貢献活動として様々な取組を繰り広げるといっても始まっております。例えば、本校では草花を栽培して特別養護老人ホームへ届ける活動などを始めておりますし、また、ほかの学校では歌やゲームなどを披露する活動といったものも行っているところもございます。

また3点目に、共生社会を目指すという視点からですが、交流及び共同学習、これももう広く行われていることではございますが、地域の小・中学校、また高等学校との交流が盛んに行われています。例えばボッチャとかフロアバレーボールといったような障害者スポーツをともに楽しむといった活動とか、盲学校でいいますと、弁論大会の入賞生徒が中学生の前で弁論を披露するといった活動、そういうことを通して子供同士が内面まで踏み込んだような活動を共同して行うことでお互いを認め合うという、そういった活動も広く行われています。

そういったことを通して広くいじめ防止に向けた取組ということを行っていると思います。

以上になります。

【森田会長】

はい。ありがとうございます。それぞれの校長先生方から学校での取組、あるいは日常お感じになっておられる、小倉委員、大変適切な御意見をいただきましてありがとうございます、大変重要な点です。大変参考になりました。お聞きになられて御質問あるいは御意見がございましたらどうぞお出してください。

【池本委員】

東京都公立高等学校PTA連合会と申します。

小倉先生の先ほどお話しいただいた中で、スクールカウンセラー、本来生徒さんがこれは使うものですが、先ほど、保護者の方からも依頼があります。これどれぐらい割合的にはあるのかお聞かせいただければと思います。

【小倉委員】

今年になってぐっと増えましたね。毎週本校では基本的に毎週金曜日の9時から5時半までというふうになっているんですけども、このところでは毎回4名ぐらいは保護者が来ていますね。全体で10名ぐら

いの相談がある中で、その内の4名ぐらいが保護者ですね。残り6のうち、いつも来る生徒たちが3人、4人で、残りは教職員ですね。教職員が自分のクラスや部活動の生徒たちの相談というふうな、そんな割合でかなり保護者たちが増えていますね。

【森田会長】

ほかにございますでしょうか。はい、どうぞ。

【下田委員】

私も高校の先生にお聞きしたいんですけども、いじめる側の子供たちの心理というか、その気持ち、それはどのようにして先生は聞き出して解決して見つけていらっしゃるか、具体例があったら教えていただきたいと思います。

【小倉委員】

そうですね。まず彼らと関係性をつくることですね。いじめというよりもほとんど暴力に近かったケースを僕は経験していますけれども、やはり彼らは、「おまえが悪いんだ」というのは言うんですけども、本当はどういう気持ちなんだというところを聞き出していくと、先ほど自己肯定感を上げるというようなことを、特に石田先生おっしゃってましたけれども、結局つまるところ、そこに至るんじゃないかと思います。自分の存在というものが十全に発揮されていないというものをもっている。それは昔からそういう話がありますけれども、やはり同じなんだなということは確認します。結局のところ、自分の存在を確認するために、我々みんなそうですけども、自分の存在というのは、他者がいなければ証明されないわけで、他者との関わりをコミュニケーションの仕方を失敗してるというか、思い違いしているところですよ。

一番強烈に感じたいからじゃないかと思ってます。最もちょっとどぎつい言い方をしますけども、人間が生を、生きるということを最も強く感じるには、多分そこに殺人が起こるんだと思います。その裏返しとして自分が生きているということを認識するという、最も恐ろしいケースですけども。暴力を振るったり、いじめて困ったのを見る、そういうところを見て、裏返しとして自分が存在しているのをやっぱり実感するためにやっているんじゃないかと。そういった意味では、自尊心が実は弱いし、プライドも持てないんじゃないかと思ってます。

特に高校生の場合は、僕は自己信頼と自尊心、自己肯定感という言い方をするんですけども、プライドかな、プライドと自己信頼、プライドが高く自己信頼が低いという形ですかね。

多くのそういった問題を起こす、いじめや暴力で問題を起こす生徒は、非常にプライドが高い、しかし自己信頼が低いというケースが多いです。ギャップを埋めるために彼らはそういったことを引き起こすんじゃないかというふうには思ってます。

それは昔から、いわゆる不良と呼ばれたような時代の彼らは正にそうなんですけども、行動の表出の仕方が変わってきているというか、あるいはそれほど過激じゃない、強くない子供たちにもそのギャップを埋めるために小さいいじめなども引き起こす、あるいはそれに加担していくということが起きているんじゃないかな。それに気付かせるということですね。そのためには、まず関係性をつくらなくちゃいけないので、プロセスの中では、先ほど理解するのは許すことではないというふうな言い方をしましたけども、プロセスのために、手段としてはそこに一定の許しを入れることは僕はしてきました。そういう中で、彼らに自分自身を気付かせるということをしてきたと思います。

【森田会長】

ありがとうございます。ほかに御意見、ございますでしょうか。

ちょっと私から、それじゃ先生に集中して申し訳ないんですが、先ほど事例を挙げられた子供、今はい

じめはないようですが、中学校時代の影をやっぱり引きずりながら不登校に陥っているというケースをお伺いします。

ここは連携を中心にいたします。学校間の校種、校種間の連携でございます。先生だけじゃなくて、小学校の方にも、あるいは特別支援の方にもお聞きしたいんですが、よく言われるように、中学校と高等学校との間の情報のやり取りが案外滞りがちな面があって、高等学校で問題が生じた段階で、ようやくケースでたどれば、過去にその子は中学校時代にこういうことがあったというのが分かったというのが、今の事例だろうと思うんです。

それをやはり、何かその壁を少し埋めたり、あるいは公式には難しいんだけど、いろいろと先生方が中学校や高等学校まで行かれて、そして、いろんな情報を取り寄せながら今の状況、子供たちの状況を判断するという、こういう校種間の連携については、今の現状とそれから課題はいかがお考えでございましょう。

【小倉委員】

正にそこなんです。中学校からの情報は、結局は調査書の範囲にとどまりますので、あれを超えるものではないし、調査書にはそういうことは書かれていません。

特に、突破口になるかなと僕が思ったことがあって、発達障害のことがクローズアップされてきたときに、それこそ正に中学校から引き継がなければ対応に苦慮するわけですよ。なので、そういったことができないかということは、いろんな場面で発言はしてきたんですけども、結局遅々として進んでいないのが現状です。

たまたま今みたいなケースで、本人や保護者から聞いたりとか、あるいは発達障害のケースは、僕は何回か経験したんですけども、これは奇妙だというのは直観的に分かるほうなので、こちらから中学校に元担任に電話をして、「ああ、やっぱりそうか」ということで、いろんな対応の方法などを伺ったことはありましたけども、それだとなかなか本当に業務縮減が叫ばれている中で、個別でそれだと本当に難しいですね。そういったシステムというか、回路がしっかりつくられれば、これは本当に効果的だと思っております。

【森田会長】

小中は比較的連携が最近叫ばれております。一貫も進んでおりますけれども、小中ではいかがでございましょう、今の点。

【野村委員】

今、小中一貫教育というのが、どこの恐らく地区でもされているのではないかと思います。本市の例で言いますと、小中一貫教育研究会ということで、年4回持っております、本中学校区は、小学校が3校、中学校が1校なんですけど、毎年必ずどこかの学校が持ち回りで授業公開をしています。

そういったような中で、4回と少ないんですけども、その中で十分に小学校と中学校の先生方が話し合う、その中で、実際に子供たちの様子が必ず出てきます。その中で、小学校のときはこうだった、中学校のときはこうだったということが話題になって、大きくなったねとか、中学校へ行ってすごく伸びてるなというようなお話をさせていただいているところです。

ですので、先生方同士が顔見知りになりましたので、何かありましたらすぐに連絡をとれるというような小中間の関わりが、今構築できているかなというふうに私は今思っているところです。

以上です。

【森田会長】

ありがとうございます。特別支援の方は、いかがでございましょうか。

【相賀氏（朝日委員代理）】

中学部や高等部に進学をする際、進学してくる元は、例えば高等部であれば、中学校の特別支援学であったり、就業技術科などの学校であれば、通常の学級から入ってくるケースもあります。そういったお子さんに対しては、個別の教育支援計画というものがあまして、それによってケース会、それに基づくケース会というのが、入学後に行われることになっています。

その中で、生活指導上の課題などそういったことも話し合われるようにはなっておりますが、ただそういった問題行動的な視点から話し合うにとどまるので、陰湿な影に隠れたようなものというのは、なかなか伝わりにくいという現状はあると思います。何か問題が発覚してから、前はどうだったのということで、前の在籍校に聞いてみるというところから、また連携が始まるというようなことが多いかと思えます。

【森田会長】

ありがとうございます。はい、どうぞ。

【小倉委員】

今の個別支援シートで思い出したんですけども、本校でももちろん作っているし、どこの学校でも作るようになっています。それが中学校から指導要録その他と同様に、こちら側に渡れば、これは本当に効果的だと思います。ただし、いろいろなクリアしなくちゃいけないことは理解してます。個人情報の問題で、ただ、ああいうフォーマットがあれば、もっと活用できるんじゃないかなということは期待してます。

【森田会長】

不登校をめぐるっては、今の支援について文科省からは「児童・生徒理解、教育支援シート」というのを作成していただくようお願いしております。それは正に小中高という形で継続的に指導ができるように、あるいはその中にいじめが含まれているというケースもございますので、それに関しては、うまく引継ぎを行っていただくということが大切なんですけど、なかなかシートを作る労力も大変なところがございます。

しかし、やはりそういう経時的なフォローアップの支援といいますか、指導、これはやはりいじめにとっても非常に重要なことですので、いろいろな壁はございましょう。私もよく承知しておりますが、その辺りを是非ともクリアしながら、やはり子供が中心でございまして、一人一人の子供が抱えている課題をやはり支援していくというそのところへ1点焦点を当てて、一つ今後とも引き続きご尽力いただきたい。

それと同時に、今校種をわたってと申し上げましたが、やはり学年が変わります、そのときの引継ぎは、これはもう基本の基本なんですけど、しっかりやっていただかないと、よくしばしば見られる重大事案の中には、引継ぎが全くなかったというケースも随分含まれてまいります。そこら辺りもやはり各学校におかれましては、一つ御尽力いただきたい点かなと。これは制度上の壁はございませんので、中の先生方へのいろいろな要請、お願いで十分行ける範囲だろうと思っておりますので、そこはまずしっかり固めていただく。そして校種間ができればというところは、やはりこれからの課題ですし、一つ教育委員会の方もその辺りは少しスムーズに流れるような、何といいますか、水路を何らかの形で徐々につけていっていただくということが非常に大事なことだろうというように思っております。

それは単に不登校だとか、いじめという問題行動だけではなくて、いろいろやっぱり生徒も成長上、課題を抱えてまいります。その課題を引きずりながら、いろんなまたつまずきが出てくる、そこら辺りのやはり連携といいますか、これもやっぱり重要なことかなと思っておりますので、一つ今後とも引き続き御尽力をお願いしたいというぐあいに思っております。

それでは、引き続きまして、委員の皆様にご協議いただきたい点がございます。

公立学校の設置者でもある教育委員会としての取組はいかがでございましょうか。まず、新宿区教育委員会教育長、酒井委員、お願いいたします。

【酒井委員】

新宿の教育長の酒井でございます。

今とりあえずは、お手元に新宿で作っているスクールカウンセラーハンドブック、この一番下の方を見ていただくと、種明かしではありませんけど、東京都スクールカウンセラー活用ガイドラインを載せて、それを普遍して、学校の教職員の人たちがスクールカウンセラーとの何というんですか、差があっちゃいけないので、気楽に御相談を頂けるように普遍をしたものを作っております。

理想はこれですよね。表紙の絵にあるようにいろんな人が笑って学校に行けるというのが、一番いいパターンだというふうに思っております。

基本理念的なことは、もう皆お話になったとおりでございますけれども、私どもとしては、組織的な対応として、学校問題支援室というのを指導課のところにつくりまして、学校問題解決室ではなく、支援をしていくんだと。あくまでも学校現場で解決をできるように支援をしていくという立場に立って行く。ただ教育委員会だけでは、なかなか難しいので、子ども学校サポート部会というのをつくって、また新宿の場合、子ども家庭部という部があって、子供と家庭の問題を区長部局として対応する部署があります、その部署とか、保健所とかですね、健康部関係、そういうことを横につないで対応をしているところです。

それから、重大な事件があったときのための学校問題等調査委員会も当然設置をしております。その中で、スクールカウンセラー、またはスクールソーシャルワーカーを活用して、未然防止に取り組んでいるわけですが、先ほど来お話があったように、人権教育の徹底であるとか、実は今日午前中に、先ほど小学校の先生の方から御紹介ありました人権の研修、Bブロックの研修会が新宿の四谷で行われたところでございますけれども、そういう形で人権教育の充実、それから昨今問題になっているインターネットのモラル教育をですね、これは民間のそういう企業さんをお願いして、子供たちにたって対応してもらっているところです。また、児童会、生徒会のところでも、自分たちの問題として考えてもらえるように、問題提起をさせていただいてます。

もう一つは、私どものところは、コミュニティスクール全校やっているもので、その中で、保護者や地域の方々に対しても、何かお気付きの点があれば遠慮なく学校の方にお話をいただきたい旨、お話をしてございます。とりあえず早期発見、早期対応というのがあれですので、ふれあい月間、スクールカウンセラーの派遣、また、そういった私どもhyper-QUとって、子供たちが自分の立ち位置がクラスの中でどういう立ち位置にあるのかという調査も経年でやっておりまして、その分析を通して、教師のそれぞれが自分の担任の子供たち以外のことについても、基本的にお互いに情報交換をする中で、気付きをつなげていくというような対応をとっているところです。

いずれにしても、我々いじめの問題、不登校の問題等々ある中で、できるだけ連絡を取り合い、非常に問題の事例ではサポート会議をつくって、スクールカウンセラーやSSWや、それから場合によっては、医師に入ってもらって対応策を作って、全体で協力して対応をしているというところでございます。

これといった、これがあればいじめがなくなるとか、不登校がなくなるといような起死回生の一手というのがないなか、目をつぶらずに現実をみんなで見て、みんなで子供たちが笑って学校に行けるように、そういう形で全体で取り組んでいるということが新宿の取組でございます。

以上でございます。

【森田会長】

ありがとうございます。続きまして、狛江市の教育委員会教育長、有馬委員、お願いします。

【有馬委員】

ちょっと裏表プリントを1枚、狛江市教育委員会という名称で資料の1と資料の2、これは裏表になってますけど、ちょっとそれを御覧いただきたいんですけど。

昨年から今日にかけて一番いじめの対応で大きく変わったものが、国のこのいじめの防止等のための基本的な方針というものが改定されたという事象がございました。

この中で、主な改定点が四、五点、あったと思うんですけど、私たち行政として一番重要に受け止めなければいけないのが、重大事態の発生の際の対応です。これを備えるためには、市長部局が自ら動かないと条例化できないんですよ。ところが、どこも似たようなものだと思うんですけど、教育の問題は教育委員会で何とかしろよという意識があって、何ともそこに自分たちが踏み込むのに躊躇^{ちゅうちよ}してしまう実態というのがあります。

また、市民から見たときも、何が何だか、つまり対策としていっぱい会議をつくれと書いてあるんですけど、一体この位置関係はどうなっているのというので、混乱してしまうという側面があります。

だけど、それを乗り越えないと、本当の自治体としても組織的な対応というのは進まないんじゃないかということで、資料1は何を意味しているかという、総合教育会議でこの市長が設置する組織とは何かということをや何か市民の皆さんに分かりいいように可視化できないかという資料なんです。これを総合教育会議で市長とともに協議をして、傍聴者もいます。その中で、多少とも理解を図っていきたいということで作りました。

それで、組織の名称を非常に捉えやすいようにしたんですね。下の方のところを見てもらうと、学校は防止委員会があると、防止に力を尽くすと。教育委員会は対策に力を尽くすと、学校と一緒に考える。そして、市長は疑義があった場合の再調査を命じるという、そういう本質と組織の名称を一致させるということが、この苦心だったんですけども、そういった一つ何と申しますか、改正があったということが一つですね。

特に、私たちは、この防止というものの在り方を考え直していかなきゃいけない。これは改定の趣旨の一番最初に出てきますよね。見えないところで被害が発生している場合があるから、背景をよく調べないと解決にならないよとあります。

それが、その対策というのが裏になるんですけど、これは新宿さんのほうからもありましたQU、あるいはhyper-QUをうちの市でも全児童生徒でやってるわけですが、そこで予兆が出てきた場合に、一体それは学校の中でどう展開しているのかということですね、これある学校に訪問しましたら、三百数十名全生徒のアンケートの結果が出てきて、それで、そこにその背景に何があるかというのを学校で分析した事柄も出てまいりました。これはよくやられてるなと思ったので、一体これを基にどういう話合いが行われたのかということ調べて、サンプル化した例なんですよ、これはね。

子供がこういう評価を、自己評価をしてきたときに、これで気になるところは、必ず教師が聞き取りをしています。どうしてこういうふうな回答になったのか、それを一言ずつ書いてあるんですけど、その結果とその聞き取った内容を先生方がどう受け止めて対策と申しますか、手を打っていくのかということサンプル的にまとめた資料なんです。これ専門家の方々に見ていただくと、ちょっと緩いんじゃないかとか、もうちょっとこうということはあると思うんですけども、少なくともこのぐらいは学年あるいは全校で協議していただきたいと。そして、それをそれぞれ組織的な対応に結び付けていただきたいという願いを込

めて作ったものであります。

教育委員会としては、やっぱり何と申しますか、いろんな調査を実施するのはいい、あるいはいろんな対策をおろしていくのはいいんですけども、先生方御自身がこういう子供たちの表現、予兆からどういうふうに心理をくみ取って、そして学校としての対応をしていくのかという辺りが一番根幹になると思いますので、御参考になればということです。

以上です。

【森田会長】

ありがとうございます。

教育委員会としてもいろんな対策を講じておられることは、よく分かりました。

これも引き続きお願いしたいと思いますが、皆さん方のほうから、何かただいまのことに関しまして御意見、御質問ございますでしょうか。どうぞ。

【相原委員】

申し遅れました。第一東京弁護士会の相原と申します。

非常に内実を教えていただいて、参考になります。教育委員会につきましては、私なんか相談を受けたときに、結構教育委員会の方に御相談してみたらというような回答をすることが非常に多うございます。実際、意外と教育委員会の先生御自身が結構多忙でいらっしゃるというのも、私が二つか三つの区でちょっと関わったときに、そういうのがあったわけなんですけど、今おっしゃったようなこの教育委員会の中にそんなに人数が多くはいらっしゃらないというふうに、それぞれの委員会で、結構東京の場合は、御担当の学校も多いというふうに聞いておりますので、そこら辺のところは大変失礼な言い方ですけど、今おっしゃったように、実態と申しますか、アンケート調査とか、そういうところとかを見て、関係性という視点で、学校の各状態をかなり把握されるという形にやっぴらっしゃるんでしょうか。それとも上がってきた問題をそれぞれそのときに聞いていくというふうな形で対応されているんでしょうか。今かなりデータとかを基に指導していらっしゃるのかなというふうにもちょっと考えられたんですが、ちょっと率直な現状のところを教えていただければと思います。よろしく願いいたします。

【有馬委員】

私のところは、小中合わせて10校しかございませんので、非常に小回りが利くので、大きな市区ではちょっと難しい部分もあるのかなというふうに思うんですね。

ただ、小さいだけに職員が少ないですから、みんな自分の持ち場をしっかりとやるということは長けているんですけども、人のところまで口を出すとか、視野を広げるというのは、これは難しいんです。それをどういうふうに簡便にやるかということが1の資料。2のほうは、これはやはり少ない予算の中で全市的にこうした事業を、例えばQUでも何でもそうなんですけど、入れたらば、やはりそれが有効活用されないと、やっぱり市民に対する説明が難しくなっちゃうですね。議会でも難しくなる。そうすると、出てきたデータをどういうふうに先生方が集約分析して、そして学校方針とか、いじめの対策に生かしていくのかという、このプロセスがちゃんと見える化できないと、何だかやっぴらいるけど結果が出ないねみたいな話になっちゃうので、我々としては、やっぱり先生方も何と申しますか、取り組みやすいような、それでしかもきっちりと子供の生活実態の改善に結び付けてくるような方策を助言していくと、そのための資料なんですね、ということです。

【酒井委員】

小学校29校、中学校10校の特別支援学校を1校持っているんですね。同じですけどね、h y p e r - Q

Uというのは、物すごい分析をすると、結構いじめっ子が満足分、自分の好き勝手にやっているから満足なんだけど、みんなに自分が好かれているかという、ドーッと自分は好かれてないことをよく知っているんだけど、自分は満足だみたいな、そういうのが出てきて、それを学校ごとのその学校でそれぞれ早稲田大学の先生をお呼びして、開発した方をお呼びして分析の仕方を教わったりなんかして、問題だろうと思う子供たちに対しては、スクールカウンセラーだとかいうのが対応していくと。意外に子供の問題は子供の問題だけで終わってなくて、家庭環境が反映している部分もあるので、そうするとSSW（スクールソーシャルワーカー）の出番みたいな話になってきて、ただSSWも私どもは3人いるんですけども、指導主事とペアで地区を分けて対応するようにしています。

要するに、学校現場のことを具体的に分からないと、SSWの方もどうすればいいかよく分からないという。難しかったらもう子供サポートチームのほうに、上に上げて、子ども家庭だとか、生活福祉課だと、保健所だとか入る中で対応するように、だから、寄ってたかってという感じですよ。学校だけじゃなくて、学校の周りで寄ってたかってその芽を摘んでいくというような対応をしているんです。hyper-QUって本当にいいですよ。やっていくとね。保護者と共有できるという部分がありますので。

【増淵会長職務代理者】

教育委員会ということなので、都教委のこともちょっとお話ししようと思うんですけども、都教委にもやっぱりいろいろ、いじめについての御相談が来ます。それはとてもありがたいことなので、例えば弁護士会とか、そういうところに情報が入ったら是非教えていただきたいなど。それは学校を管理する教育委員会としての責任だと思いますし、やっぱり解決するには、学校と教育委員会とそれから関係のところがやっぱりそれぞれ役割分担をしながらやっていく必要があるなと思っています。

東京都教育委員会の場合、一番中心になるのは、私ども指導部というところが高等学校、それから義務教育それぞれのセクションがありますし、それから今日事務局をやっているところは、生活指導を担当するセクションですので、それぞれのセクションごとで役割分担しながら、具体的なものは、それぞれ中学校とか、高校のところでやったり、もしくは、義務教育は最終的には区市町村とも共有しなければなりませんから、そこと一緒になりながら取り組んでいます。

ですので、じゃあマンパワーが十分なのかというと、必ずしもそうとは言えませんが、それを言っていると切りがないので、いろんなところと協力しながら、お力を頂きながらやっていくということです。情報については是非、もし何かあったらいただいて、一緒に解決できるようにしたいと思います。

【森田会長】

ありがとうございます。ほかにございますでしょうか。

それでは、次へ進めさせていただきますが、いじめ問題の解決にとって何よりも保護者の方々の御協力というのは、大変重要なものになってまいります。これはもう欠くことができません。保護者のお立場から、例えばPTAの組織としてどのような学校の取組を支えていらっしゃるのか、あるいはどのような課題があるのか、その辺を忌憚きたんのない御意見を聞かせていただければと思っています。

まず、東京都の小学校PTA協議会の増田様、よろしくお願ひします。

【増田氏（奥村委員代理）】

本日、会長が欠席ということで代理で伺いました。一般社団法人東京都小学校PTA協議会の事務局長をしております増田と申します。よろしくお願ひいたします。

本日、お手元に今年3月に発行しました私どもの広報紙「PTA東京」を配らせていただいております。

開けていただきますと、ここに「学校のいじめ等対応、保護者の2割『知らない』」という大きな見出しが出ておりますが、これは、毎年実施している「保護者と先生の意識調査」の報告です。質問項目はその年によって違うんですけれども、昨年度は、「いじめ、不登校のない環境づくりについて」ということでいくつか調査をさせていただきました。

この調査は、都内の保護者1,325名、教員651名の方から回答をいただいております。詳しくは、読んでいただければと思いますが、大きなところでは、いじめについて、学校の方で様々な取組をいただいているということは、私どもは教育委員会の方からの情報等で承知しているんですけれども、では一般の保護者はどうかというと、下の問9というグラフがあるかと思うんですけれども、この結果から分かるように、「あなたの学校、PTAでは、いじめ、暴力行為等の問題に関してどのような取組がありますか」という質問で、上のグラフが教員の方の回答なんですが、当然のことながら、教員の方は、学校の中でいろいろな取組は御存じなんですが、保護者は、「わからない」という回答が2割近くあり、学校の中でいろいろないじめに関する取組が行われていることを余りよく分かっていないという状況があることが分かります。辛うじて、保護者が分かるのは、「スクールカウンセラーがいる」とか、「学校と情報共有をしていますよ」というようなことなんです。

実は、この同じ質問を26年度にもしてございまして、本日は資料はないんですけれども、26年度は、この「わからない」というのが、2割をちょっと超えていた状況だったので、少しは保護者の方にもいろいろ周知されてはきているのかなというところではあります。しかし、いじめというのは、何か起こったときに、いろんな人が連携してといわれましても、やはり保護者の立場からすると、いろんな保護者が関わることではなくて、どうしても当事者の保護者、又は学校との関わりになってくるところがあるので、当事者にならない保護者にとってみると、実際何かが起きてみないと、学校の取組なんか知るところではないのかなという感じはしています。

今年度もいじめに関して意識調査をさせていただいてございまして、ここの問10にも同じ質問をしているんですけれども、「いじめ問題の解決のために特に重要だと思うこと」ということで、去年も今年も大体同じような傾向で、やはり「保護者と学校との連携」が一番重要だというような結果になっております。この問10の選択肢で「スクールカウンセラーとの連携」という選択肢があるんですが、このスクールカウンセラーとの連携を重要視しているのは、保護者よりも先生の方の割合が高くて、なかなか保護者は学校との連携とか、後は保護者同士の連携というところをいじめの解決に重要視しているようだというような結果が出ています。

後は、ここの紙面の1面の方にもありますけれども、様々な研修会を通して、子供たちの消耗してしまった心、消耗してしまった子供たちにどういうふうな対応をしていけばいいとか、ネットに関するような研修会ですとか、そういうようなことをタイムリーに行っていくというような取組を私どもの方ではしています。

本日この会議に出るに当たって、各小学校のPTA会長さんなど何人かにどういうふうな感じなのかをお聞きしてみました。

小学校1年生から6年生までいるんですけれども、低学年と高学年では、やはりいじめの内容がちょっと違ってくると。高学年になると、いじめられているということをまず親に話さなくなるということが出てくる、やはり子供心にプライドがあったり、後は、親に話すと何か大騒ぎになってしまったり、心配をかけてしまうというような心理なんだろうというようなことでした。

逆に低学年のうちは、身体症状に表れてきたりとかするので、何か起こっていることが分かりやすいと

いうところではあるのかなと思っています。

ただ、今学校の方でも早期発見ですとか、いじめの定義ということがはっきりしてきて、今までは特に取り上げられなかったことでも、これはいじめなんじゃないかというふうに注目をしていただくがために、ちょっと今度はナーバスになってきている部分が、もしかしたらあるのかなという意見もありました。保護者のほうが過剰に騒いでしまうというか、親が関わることによって、ちょっと問題がこじれてしまうというような事例もよく見受けられるというようなことでした。

例えば、いじめを受けている立場の保護者にとしてみると、子供が言うか言わないかは別として、他から聞くこともあったりというところで、真相を知りたくなってしまっているいろいろなところに問いただしてしまったり、もう一生懸命なお母さんになってくると、いじめているであろう本人、そのお子さん本人のほうに行ってしまうというところで、ちょっとガタガタしてしまう。

逆に、今度はいじめているとされている保護者のほうにとしてみると、「いや、うちの子はそんなことはしません」とか、子供から聞いている話だけを信じてしまって、全然認めようとしなないということもあると。

なので、なかなか親御さん同士の取組、対応になってくるときっと難しい部分もあるんだろうなというふうには感じています。

そこで、学校との連携であったり、後は、私どもPTAというところでは何ができるのかなというところなんですけれども、やはりいろいろなコミュニケーションを持っていらっしゃる保護者の方は、いろいろなところで客観的な情報をちゃんと取り入れて、例えば当事者になったとしても、自分のお子さんを客観的に見ることができたりというところで、そんなにこじれたりすることは、なかなかないんだろうと思うんですが、やはり学校の中でも保護者同士のコミュニケーションの輪から外れてしまっている方もいるので、そういった方の場合に、特にそういうことも起きやすいというような印象もあるようで、なるべくPTAの立場では、保護者同士、クラスの中の保護者同士の連携を深めていったり、何かあるときに間に入れるような関係性をつくっていくということや、後は、学校ごとのPTAの研修会なんかも必要なかもしれないというようなお話ではありました。

高学年では、受験の問題が出てきたりとかすることで、そのお子さんがナーバスになって、必要以上の嫌がらせとか、変なストレス発散のはけ口でいじめというものが起きてしまったりということもあるようなので、やはりそういうような学校の中で起きてしまうことが、家庭ではなかなか分からないということもありますので、やはり学校と家庭と綿密な連携、情報共有というのは、どうしても必要なんだろうと思っております。ちょっとまとまりがありませんが、以上でございます。

【森田会長】

ありがとうございました。

それでは、続きまして、東京都公立中学校PTA協議会の会長の井門委員、お願いします。

【井門委員】

皆さん、こんにちは。このたび、審議委員になりました東京都公立中学校PTA協議会の井門と申します。よろしく願いいたします。

今PTAの話としては、増田事務局長さんが言われたような形で、やはり学校との連携等があるんですが、実際どのような形で都中Pとしてやっているかということ、まだそんなに都中P自身としてのいじめ対策というのはいないんですが、私はたまたま足立区から出ていまして、足立区でも、先ほど狛江市の教育長さんがやったような、こういった形の個票ですか、これを各生徒に書いてもらうなどいろいろやっております。

やはりいじめというのも定義が変わって、受けている側がそうと感じたら、もういじめだということで、先ほど皆さんからお話があったように、3倍強に膨れ上がったということもやはりそれが一つのきっかけ、かと思います。ただ、それによって解消率も非常に高くなっているというのが実態かかと思ひます。

都中Pでは実際、私もある会長から聞いた事例としてお話しすると、ある学校で生徒がいじめから不登校になってしまったということで、ではどうしたらいいという話になったときに、たまたま学校が近かったので転校させたんですね。そのことによって、やはり環境を変えることによって、その子はもう生き生きと学校に通い出したそうです。そういうことも実際にあるので、そういった環境を変えることも非常に大事なのかな、と思ひます。だから、いじめている側をとにかくやるという方法と、もう一つは、いじめられてる側の、そのときの状況によるんですが、環境を変えてあげて対処するということでもその生徒のためになるのかなと思ひます。

もう一つ、たまたま小学校の方なんですけども、うちの子が小学校のときに、ある子がやはりいじめじゃないんですけども、授業中先生に指されて、みんなの前で発表するのが非常に苦痛な子がいたんですね。そこから不登校になってしまったと。ずっと1年間保健室に朝は通うという中で、やはり小学校から中学校へ上がるときに、みんなのいない学区の違う学校に行くことにしました。そのことによって、お母さんに聞いたら、非常に楽しく行っているということです。自分を知らない子たちが多い中で新たな友達づくりができたんですね。私なんかよく子供に言うんですけども、実際私の子供も小学校の低学年のときにいじめを受けてまして、友達と遊んでると、その友達をよその子が連れていっちゃったりとか、いろいろあったんですが、うちの子は特に不登校とかにならずに済んで、今もう大学生になっているんですけども。

後は、家庭で親がしっかり子供を見てあげて、普段の変化とかに気付きながら、よく話したりすることによって、いじめられている場合、ある程度気付いてあげられるということと、先ほど増田事務局長が言ったように、お母さん方のネットワークによって子供が誰々ちゃんいじめられてるよ、みたいな、そういった情報なんかも入ってくるようになって、そういった仲間の環境づくりが大切です。子供は子供でとにかく楽しい友達をいっぱいつくって、いろんなことを言い合える環境を、また大人たちがそういう、スポーツ大会とか、そういった皆さんで交える環境を作ってあげる。そうして子供は子供でやはり人の痛みがわかるようになり、そして思いやりのある子供を家庭でしっかり教育してあげることによって、いじめとか、そういったものがなくなってくるのかなと思ひます。

結局いじめるといふのは、人の痛みが分からないからかなと、自分のようには、ですね。やはり人の痛みをわかる形で、そういった教育をすることによって、いじめは少しはなくなってくるのかなと思ひます。以上です。

【森田会長】

ありがとうございました。

続きまして、東京都公立高等学校PTA連合会の会長の池本委員、お願いします。

【池本委員】

それでは、「学校と保護者の連携」という観点、「いじめに対する子供たちの変化」、そして「連合会の取組」という、この3点から御説明をさせていただきます。

1番目の、「学校と保護者の連携」ですが、学校側が学年保護者会を開催し、ここで多くの保護者の方に学習指導とか進路指導とか生活指導など状況報告します。その中で、私も一番うれしいことなのですが、「本校ではいじめは全く起こっていません」と、こういう宣言をされると非常に安心できます。

学校主催による年1回実施する学校評価アンケート、これは全保護者にアンケートをお配りし、アンケ

ートを回収します。そのアンケートの中に「いじめに関する」項目がございます。集計結果から分析すると「いじめに関する」マークはほとんど付いていません。先ほど小倉先生からお話がありましたように、「都立高校というのはいじめの件数が非常に少ないのが実情だ」と説明がありました。資料3を拝見しても本当に件数が非常に少ないのが分かります。学校側からいじめゼロ宣言されることによって、保護者は非常に安心して子どもを学校に行かせることができます。

また、PTAも2か月に1回、校長、副校長、PTA役員を含めて実行委員会を開催します。ここでもいろいろな報告がございます。「いじめに関しては、本校では起きていません」と校長から説明を受けると、私たち役員は安心することができます、そのことを保護者にアピールができます。年に3回、学校運営連絡協議会が行なわれ、ここでも学識経験者、地域の方を交えて、学校の様子が報告されます。保護者向けに学校の情報が提供されることで、学校と保護者の連携が更に高まります。つまり、安心して子供たちを行かせることができます。

続いて、2番目の「いじめに対する子供たちの変化」ですが、これは聞いた話ですけど、なかなか子供さんは担任に相談するケースは少ないようです。おおよその学校が、1年次の入学から3年間持ち上がりとなりますので、その先生方と3年間はお付き合いするため、本音で言えない状況が多分にあるかと推測されます。ですから、どこに持ちかけるかといえば、スクールカウンセラーとなります。ところが、このスクールカウンセラーの相談窓口は、非常に今、人気でございまして、なかなか順番が回ってきません。先ほども説明がありましたように、保護者もスクールカウンセラーを利用できますので、さらに順番待ちが発生する場面が増えているようです。また、女子生徒の場合には、できれば女性のスクールカウンセラーの方が話しやすいという事情もありますので、そのような配慮をしていただければということをお聞きしております。

3番目として、「連合会の取り組み」ですが、先ほどお配りされた資料が陳述書となります。連合会としては、学校教育委員会が要望を陳述書にまとめます。学校教育環境改善に向けて陳述書を政党に提出します。お手元の資料は、その陳述書の要望と政党からの回答について抜粋されたものです。スクールカウンセラーの制度改善について、また特化したスクールソーシャルワーカーなど、派遣拡充に関する要望を連合会から陳情しています。

都立高の生徒は東京全域から入学が可能のため、小中学校のような地域密着性とは異なり、自宅からすぐに学校に行ける場合は少ないのが現状です。それゆえに地域からの情報はなかなか入ってきません。連合会として、学校からの情報はホームページ等を利用して情報発信をしていただけるよう、東京都に働きかけをしていく予定です。また、「いじめ対策委員会」に関しても、一つのいい成果であると思っております。以上です。

【森田会長】

ありがとうございました。

それでは、続きまして、東京都特別支援学校PTA連合会の会長の熊澤委員、お願いします。

【熊澤委員】

東京都特別支援学校PTA連合会というのは、視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、知的障害、病弱・虚弱の5種別のPTAの連合会から成り立っております。

先日、各種別の会長さんにお会いすることがありまして、いじめについて各校でどのような対策をとっているかということをお聞きしたんですけども、やはりどの学校もアンケートを。子供に対してと、あと保護者に対してと、アンケートを行っているということで、やはり特別支援学校も残念なんですけども、い

じめはないということではなくて、聴覚障害のお子さんが手話でいじめを受けていたりとか、あと、盲学校では弱視のお子さんが全盲のお子さんをいじめていたりという話を聞いたことがあります、こちらもその都度、対処といたしましては、学校でやはり先生が個別に対処して下さるということでした。

あと、アンケートを実施しても、知的障害などから、自分で言葉を表現できないお子さんもいらっしゃいますので、そういうお子さんは担任の先生が詳しく見て対応しているということでした。多動性のお子さんですとかもいらっしゃるのです、暴力とか、あと、自傷行為を病的にになってしまうお子さんもいらっしゃるのです、そちらも個別にということでお聞きしています。

あと、特別支援学校、私は盲学校から来ているんですけども、やはり先生との距離が普通の学校よりも近いということから、先生から、からかわれたというか、ちょっと気持ちがない言葉を言われて、学校に行けなくなったというお子様が、私の行っている盲学校にもいまして、その先生のいじめということに対しても、これからPTAとしてどのように対処していったらいいか、私も今、悩んでいるところで、副校長先生、校長先生もお話を聞いてくれて、実態を分かっているんですけども、なかなか先生方にPTAからの気持ちが伝わらないというような部分もありまして、ちょっと悩んでいるところも多々あります。そのときに、先ほどからスクールカウンセラーということでお聞きしているんですけども、実は私が行っている盲学校には、スクールカウンセラーがいらっしゃらなくて、なぜいないのか先生に聞いてもらったところ、特別支援を受けているので、スクールカウンセラーという特別なことはできないという回答をいただきまして、それは特別支援の支援と、またいじめなんかについてのカウンセリングとは、ちょっと別なんじゃないかなと私は思っていて、それも今日、都教委の先生方にお聞きしたいなと思ったところです。以上です。

【森田会長】

ありがとうございました。

今の問題、よろしゅうございますか。どなたか事務局の方で、お答えできる範囲でお願いできますでしょうか。制度上の問題なのでしょうか。

【事務局（青海）】

特別支援の方の学校には、スクールカウンセラーは基本的に配置しておりません。今、おっしゃられた先生一人当たりの生徒さんの割合といえますか、について、きめ細かく見てくださっているという考え方もありまして、配置は今は現状ではないというふうに考えています。

【増淵会長職務代理者】

スクールカウンセラーそのものは、国からは中学校ということでお金が出ていて、都からは平成25年度から全ての小学校、中学校、高等学校、今年から高等学校については、定時制、通信制も含めてというふうにしています。

特別支援学校については、様々な、要はスクールカウンセラーだけではない、いろんな外部の専門の方の支援が来ていますので、そちらの方といろいろ相談をしながら、障害に応じたケアをしていくということで考えていますので、そういった外部人材の導入ということで、まず一般の学校では、スクールカウンセラーを第一歩にしていますけれども、特別支援については、それに先だって様々入れているものですから、現段階では入っていないという状況でございます。

【森田会長】

ただいまのPTAの方々の御意見、御説明から何か御意見等ございますでしょうか。あるいは、御質問でも結構でございます。どうぞ。

【増淵会長職務代理者】

もうちょっと補足的に、今、様々相談のチャンスをとという趣旨としてはそういった趣旨かと思うんですが、スクールカウンセラーは、小中高に全部配置したといっても週1回です。ニーズは非常に高くてもっとというのはあるんですけども、スクールカウンセラーの役割として、個別の相談に応じていただくというのが一つと、それから、学校の相談機能を更に充実させてほしい。やっぱり最終的には、学校の担任の先生と子供たちの関係、学校、指導する先生と子供との関係がきちんとなるようにという、それが最終的な形なのかなというふうに思っていて、学校の先生がきちんと相談に応じていただけるような、そういった助言をしていただいたり、若しくは専門的な見地で子供の相談に応じたり、保護者の相談に応じたりというのがスクールカウンセラーの役割になります。

それ以外にも、東京都の教育相談センターというのがありますので、そういったところでの相談に応じるとか、相談のネットワークは幾つか作っていますので、何らか専門的な相談を受けたいという場合には、御相談いただければ、学校のスクールカウンセラーも含めて、その専門機関も含めて、様々御紹介させていただきながら、その子供にとってより良い相談体制というのは作っていけるようにはしております。

【森田会長】

ありがとうございました。

それでは、ちょっと時間が押しておりますけれども、これから第2点目の協議に入りたいと思います。

この協議会の目的は、いじめ問題の解決に向けた関係機関あるいは団体等との連携の強化であります。現在において、ご自身の団体と学校とが連携して行っている具体的な取組の例や課題、また、その課題を解決するための改善策などについて、これから協議に入りたいと思っておりますが、それに当たりまして、まず本日は弁護士会、臨床心理士会、民生児童委員連合会、この代表の方々がいらっしゃいますので、お話を頂きたいと思っております。

まず、第一東京弁護士会の弁護士、相原委員、お願いします。

【相原委員】

御紹介させていただきます。前回も少しこれ、この点でお話ししたと思いますが、ペーパー1枚だけ準備しております。

弁護士会でどういう取組をしているかというところなんです。個別の法律相談とか、いじめの問題についての相談ではなく、全体としての取組としては、いじめの防止授業が一番御紹介できるかと思っております。

これは、東京三会が独自にいじめ防止事業を実施しているほか、三会が協力して事業を行うという企画も実施しております。その実施の状況、数ですが、ここに書いておりますように、平成27年からではございますが、今年の3月までで283校、延べ649名の弁護士が派遣されております。派遣されている弁護士は、若い30代くらいの話しやすい弁護士が行っております。したがって、私が報告を受けたものを御紹介しています。

なお、アンケート結果など割と普通のことが書いてありまして、とりあえず出ささせていただくのですが、実際の授業に行った際には、事前にどういう構成で実施するのか準備し、それから、担当の担任の先生からヒアリングを行って、クラスの状況、生徒の雰囲気、過去の授業の経験有無等を考慮して、大体、フォーマットをつくっています。また、それも全部アレンジしています。小学校4年生から中学3年までが対象ですので、時に高校生も御依頼があつて受けることがあつて、授業をすることもありますが、年齢層によって大分内容が違ってきます。それらアレンジしてやっていると聞いています。

実際に報告を聞きましたが、大体、無邪気にいろいろ聞いてきたり、人権とか権利とか、そういうこと

も説明します。また、いじめの実態とか、自殺という問題の重さとか聞いていただくというのが多いようです。中にはやはりこのクラスちょっと大変そうかなというのものもあるそうです。担任の先生がちょっと暗い顔をされていたりとか、それから、授業をやってみて、時々目くばせが見えると、どうしようと。どういふふうにフォローしていこうかというようなこともあったというふうに聞いております。

小学校5年生向けでも大体50分くらい、45分とか50分ですが、それで密度濃くやってはいるのですが、今の課題としては、防止授業が一回限りなので、それをもう少し日常の中に入れていただくように、若い担任の先生たちともうちょっとアフターフォローの意見交換とかさせてもらえたらいいのかなというように、担当者は話し合っているようです。

それから、二、三年にわたってやっておりますから、小学校の高学年で受けた子が、中学校になってまた受けたというので、少し内容をきっちり深めなければいけないと。同じようなことをやってはいけないというので、本当に工夫しなければいけないというようなことも聞いております。それが弁護士会での状況です。

あと、ちょっと私の個人的な意見を少しだけ述べさせていただければと思います。先ほど、加害者を理解するというようなところの学校長からお話があったかと思うのですが、ここのアンケートには、場合によっては、いじめがいいというわけではないのですが、いじめたとされる本人の何かエクスキューズというか、あるのですよね。私が相談を受けたケースですが、頭のいい子がかなり人を見下すようなことをば一っと言っていたので、それに対してそれ反感を持ったグループが、いじめというよりも無視するとか、口をきかなくなるとか、それがだんだんこうじて広がっていくことがあった場合、うざいとか言われるよくある話ですが、いじめたとされる本人の中にどうして、あっちの方が私の方をばかにしていたのというエクスキューズなり、それなりの心理的なものを抱えているときに、いじめはだめだよとだけ、それだけ繰り返したとしても、なかなか本人に響かないというようなことはもう先生方、教育者の皆さんがよく御存じのところかと思えます。そこら辺のところをうまく言わないと、なかなか本当のいじめの解消にならない。弁護士なものですから、いじめ授業だけではなくて、長じて労働問題だったり、家庭内の問題だったり、ハラスメントというのは山ほどあるものですから、このいじめというのがあるって、それをどう解決していくかというところを、先生方のお力を経て子供たちが乗り越える力を育て、何とかそれを乗り越えていくというところを経験していただくというのは、是非必要なのではないかなと思っております。

一方、弱視の方が全盲の方をいじめたというような、さっきお話があったりしましたし、何らかの弱い者の方に行くところを、それが問題だというところを、いい方に解消していったというお話を最初のところで御紹介いただいたと思えますが、それを是非先生方と教育委員会も含めて御尽力いただければ、これからその後の、卒業した後の人間関係と、そういうところはかなり影響してくるのではないかなと、個人的に伺っていて思いました。以上です。

【森田会長】

ありがとうございました。

それでは、続きまして、東京臨床心理士会の鈴木様、よろしく申し上げます。

【鈴木氏（石川委員代理）】

本日は副委員長、石川の代理として出席させていただいております。

団体として、学校臨床委員会というのがこの東京臨床心理会の中にございまして、そこでスクールカウンセラーの研修などをずっと担当しております。私自身は、普段公立の小中学校のスクールカウンセラーをしていたり、そのほか教育委員会とお仕事をしたりすることがございます。

その中で学校の相談機能を上げていくためにというお話が先ほどございましたが、先生方と御一緒にお仕事をするために、まずスクールカウンセラーが学校のことを分かっているなければいけないということで、職能団体として、相互研修ということで、年に数回スクールカウンセラーに関する研修を行ったり、また、地域会と言いまして、その地域ごと50幾つのブロックがあるんですけれども、そこに分かれて、地域のリソースについて情報交換を行ったり、あるいは、そこで研修を行ったりしていることがございます。団体としてといいますよりも、少し今いろいろスクールカウンセラーについてお話も出てまいりましたので、どういうふうに関わって学校の中で全員面接が行われていたり、あるいは、先生と連携がいじめについてどう行われているかというあたりを少しお話させていただこうかと思えます。

まず、全員面接についてですが、これは4月から7月の間にほぼ行われております。形は学校によって様々ですが、事前にお子さんにアンケートをとります。そのアンケートをとって、それを使いながら、個人で行う場合は5分から10分くらいの面接で行っております。また、学校の事情によりましては、グループ面接ということで、五、六人の生徒さんにグループで相談室に来てもらいます。そこで相談室の紹介と、それから、相談室の中の様子を、ちょっと好きに過ごしていいですよとあって、短い時間行動観察をさせてもらったりしています。

そういったことの結果は、当然、担任の先生とか、管理職の方にフィードバックするのですが、やってみまして非常に分かってきたことは、小五、中一、高一とあるんですけれども、小五の組替えの後には、前に仲のいいお友達と離れたけどというようなお話とかいろいろ出てきます。学校の中のいじめの問題だけではなくて、家庭の問題ももちろん話してくれますし、それから、先生との相性の問題とか、そういったことも含めて、様々な問題が早いうちに出てきますので、その辺りフィードバックできることは、配慮の必要な子さんを注意深く見ていくという点では、とても有効かなと思えますし、また、相談しやすくなる、顔が見えると相談しやすいということがあるなというのを非常に感じております。

一度相談したことがある、話したことがある人だと、また見かけて相談したりするということは、これは小五だけではなく、中一、高一の場合もやっぱりそういうようなことはあるので、学校にカウンセラーがいる意味というのは、顔が見える人だから相談できるというのは、非常に大きいなということを思いました。

いじめについては、そのほか、例えばスクールカウンセラーだよりという形の広報で、そういった問題をテーマにした相談室だよりを発行したり、あとは、いじめのふれあい月間のアンケートについて、学校の先生方から御報告をいただいて、その中の選択肢に、例えば、スクールカウンセラーに相談したいというようなことを選ぶお子さんもいらっしゃいますので、そうするとお話をさせていただいたりということがあります。

どのような相談を受けましても、例えば、それが不登校の相談であったり、いじめの相談であったりするんですけれども、何か問題が一つということは非常に少ないように感じています。不登校の背後に、いじめや発達障害の課題があったり、あるいは、いじめの背後に発達障害とか、家庭とか、虐待とか、いろんな問題が絡んでいたりということで、本当に一つのことしかないんだと思って相談を聴かないようにしていくというのを私たちがとても大事にしているところではあります。

こういったことの中で、もう一つ非常に役に立つのは、カウンセリングだけではなくて、行動観察をさせていただきますと、例えば、給食の時間、教室訪問して一緒に食べたり、それから、廊下で休み時間の様子、あるいは校庭の様子を見させていただきましますと、その中で子供たちの人間関係が、見える形で分かりますので、先生方にちょっと気になったところ、廊下でレスリングやっているけれども、ちょっとやら

れている子が楽しそうには見えなかったんですけれども大丈夫でしょうかとか、あるいは、廊下を歩いているところを見たら、3人くらい楽しそうに歩いている女の子の後ろから、とぼとぼ一人教室を移動している子がいるんですけれどもいかがでしょうかみたいな、そういった日常のささいな場面での観察が、いじめの未然防止という点で、先生方に気付いていただく材料になっていることがあるかなというふうに思っております。

また、これは全部でやられているわけではなくて、たまたま私自身の学校なんですけれども、転入生でいらした場合には、転入生も全員面接をさせていただいています。転入されてから1か月以内の間に「どうですか?」ということで、「学校に慣れた?」というようなお話を、「前の学校と今の学校はどう?」、「来ていかが」、というようなお話をしますと、いろいろな事情で転校されてきたお子さんが、不登校になってしまう前にちょっと手を差し伸べられたり、転入生ということでのなじみにくい、いじめではないけれども、放っておくといじめになってしまうかもしれないというようなことを、未然に防ぐ材料にもなるかなと思います。

あと、校内の委員会ですが、こちらの方は週1回ということがございまして、必ずしも出席できるわけではないのですが、特に最近は現場に若い先生がいらっしゃいまして、先生方からうちのクラスの子がこうなんだけどもというようなお話を受けたときに、先生が抱え込まないように、いじめの校内委員会にこれはちゃんと出されたほうがいいと思いますみたいなことをお話しして、担任の先生が抱えて、そのために事が大変になってしまってから学校が知るといふ、全体の問題になるということがないように、そういう形で直接委員会には出られなくても、委員会の一員として、そういう形で先生が委員会に上げられるようにお勧めしたり、逆にその委員会がありましたということで、こちらのほうで伺ったことについてスクールカウンセラーとして見立てをお伝えします。「これはこういうふうにおっしゃっていますけど、保護者は本当は何を望んでいらっしゃるんでしょうか」とか、「かなりガーッと行っていらっしゃいますけれども、とても心配してくださるし、情報をくださっていますよね」という形で、先生方の視点をずらしたりとか、そういった形で先生方がまた違う目で保護者の方の相談に乗れるような視点、情報というか、見方を提供したり、そういったことで、校内の中で様々私どもすき間産業と呼んでいるんですけれども、少しずつ少しずつ小さなところで活動していくことが、学校全体の動きをつないでいくときに、お役に立てたらいいのではないかなというふうに考えております。実態報告で、取りまとめで資料もなく申し訳ございませんが、このような内容で報告させていただきます。

【森田会長】

ありがとうございました。

それでは、続きまして、東京都民生児童委員連合会の常任協議会下田様、よろしく申し上げます。

【下田委員】

私は、東京都民生児童委員連合会の下田と申します。文京区の民児協の会長でございます。

東京都には23区と、市部と島しょ部まであわせて54の協議会がありまして、皆様も御存じだと思いますけど、それらのところが全て四者協という会合を行なっております。それは児童相談所と、私たち児童委員、学校等関係機関、最近子ども家庭支援センターも入っての四つですけども、それらの四者が1年に1回一堂に会して、地域の子供たちの状況を情報交換するようにしております。具体的な事例までは、そこでは話されることはあまりないのですが、私たちが情報交換の中で知識を深め児童委員であるということを確認する研修会というふうに考えております。

個別の事例については、主任児童委員というものがおりまして、主任児童委員は、各学校へそれぞれ訪

問をいたしまして、校長先生やスクールカウンセラーの先生たちと御一緒に、個別の事例について窓口としての聞き取りをし、連携して問題解決してまいります。

文京区では、教育委員会の御配慮がありまして、主任児童委員と、生活指導主任の先生方、小中学校全部で30校ございますが、その先生方との情報交換をして、個人の名前を挙げた事例を全部検討するようにしております。

全ての民生委員が児童委員でありますから、私たちは学校や保育園、幼稚園、児童館など、子供たちがいるところ全てと連携をもっています。特に学校とは連携が強く、毎年1回4月にはみんなで訪問するというをやっていますが、そういう地区が多いと思います。

そのおかげでといいますか、民生児童委員は、学校運営協議会とか、評価委員会などの委員にさせていただきまして、先ほどからよく名前を出していただくように、地域を代表するとか、地域福祉を担う者と位置付けられていると感じております。私たちも地域の子供たちを愛情をもって見守っていかねばいけないというふうに思っております。ほとんどの事例対応は、主任児童委員が直接担当し、それで地域担当の私たちは見守りをするという役割をもつ形です。

学校で起きているいじめを制裁したり、仲裁したりという役目は、私たちは目の前に子供がおりませんからいたしませんけれども、いじめをもとにして不登校が始まったりしたとき、また虐待がどうやらあるらしいというようなときには、私たち地域の児童委員がつなぎ役として、教育センターとか、子供家庭支援センターにつなげるという役目を果たすということになり、その後の一番大きな役目は、見守りだと思っております。

子供たちの問題が起きるときには、いじめる側にも、いじめられる側にも、多分、家庭の問題が少し潜んでいるのではないかと思います。特に育てているお母さんが苦勞されているだろう、何かで悩んでいるのではないかというふうに思ひまして、子供を見守るとともに、お母さんたちの支援をすることも大切だと私は考えております。

いじめられる子供を守ることは何より大切なことですが、いじている子供たちの後ろに潜む問題はとても大きいと思っておりますので、そのお母さんやお父さんたちと直接話ができる、私たち地域のボランティアというような立場の人たちが、そのお母さんをも理解し支えようという気持ちで活動しておりますし、これからもそういう役割を意識したいと思っております。

民生委員の中には新任委員もいますし、主任児童委員のような専門的な知識のない人もいますから、自分たちが関わった事例というようなものを、こういう事例集にして、1年に1回、都民連が作ってくれまして、児童委員全員に配布しております。これをもとにしながら、民生委員たちもみんなで研修して、自分たちの役割と、どのようにして地域の人たちを支援したらいいかということをお勉強するようにしております。

直接いじめの制裁をするのではなくて、不登校などその原因がいじめであれば、私たちに関わるということですので、そのためには、情報を得るためのアンテナを張って、学校などと常に交流をしたいと考えております。

道徳の授業の中でとてもいい資料を使って学校教育をされているのは、よく存じておりますけれども、子供たちの優しさとか、思いやり、特に弱者に対する思いやりというようなものは、地域で磨かれるのではないかというふうに思ひます。子供たちが幼いときからできるだけ地域の中でいろいろな人と接して、多様性が感じられる教育を皆さんからいただいて、育てていってほしいなというふうに思っております。子供たちのキャリア教育もその一つですが、いろいろな人と接する教育をこれからも学校は続けていただ

きたいと、教育委員会にもお願いをしておきます。学校だけでまとまらないように、地域の人みんなを当てにしながら、みんなで子供を育てていきたいというふうに思っております。そのようなことが私たち民児協の取組でございます。

私が学校に関わる中で感じたことは、やっぱり校長先生のお考え方というのはとても反映されるということです。一人の若い先生が御苦労されているのを、みんなでフォローしないと学校は立ち直っていかないので、一人か二人の人が苦労していることがあります。学校内みんなに対応して一丸となってやったださると解決は早いと感じました。できるだけ関係機関や地域を巻き込み、みんなの力を当てにして、対応することも必要だと感じます。以上でございます。

【森田会長】

ありがとうございました。

いろいろ関係機関の方々、課題も含めていろいろと御協力いただきながら連携を進めていただいているという状況がよく分かりました。ありがとうございました。

ただいまのお話、時間も余り割くことできませんが、お聞きになられて皆さん方からより効果的な学校と関係機関との連携ができるための方策などについて、少しお考えがあればお聞かせいただきたいと思っております。いかがでございましょうか。

はい、どうぞ。

【小倉委員】

事務局の方に確認したらいいのかな。先ほど、臨床心理士の会の鈴木さんのほうから、スクールカウンセラーがその会議に参加できなくてもというような、これは話した方がいいみたいなアドバイスをするという話がありましたけども、いじめ対策委員会、サポートチームにスクールカウンセラーって正規のメンバーではなかったでしたっけ。確か入ってなかったですか。

【事務局（青海）】

正規のメンバーに入れていただけるようお願いしてございます。勤務の日でない日に会議があるということがあるんですけども、極力勤務してくださる日に会議をしてくださるようお願いしてございます。そういう努力していただいている学校がかなり増えておられます。

【小倉委員】

だと思いますので、是非。うちも何かあったときには、必ず出てもらっています。

【鈴木氏（石川委員代理）】

言葉足らずで申し訳ございません。基本的にいじめ対策委員会には入っておりますので、会議に出席はするんですが、ただ週1回勤務ですので、緊急に会議が開かれた場合は勤務日ではないというところで、そのときは後日伺うこともあるということで、基本的にはできる限り学校側が配慮していただきまして、生活指導部の部会に出させていただいたり、相談委員会に出させていただいたり、そことそのいじめの委員会がほとんどかぶって、くっついて一緒にやるような形になっていたりしますので、基本的には出させていただくことが多いです。すみません、言葉足らずで。

【小倉委員】

いいえ、安心しました。

【森田会長】

どうもありがとうございました。他にございますでしょうか。

それでは、続いて、行政の立場からいじめ防止対策推進法に基づいて、どのように学校、家庭、地域な

どのご支援をいただいているのか、実際に行っておられる取組、それから取組を推進する上での課題、こういうものについてお話しいただきたいと思います。

さらには、今後どのような方策で、子供のいじめ問題の解決に向けて連携を強化していくことが考えられるのか、これについても可能な範囲でお聞かせいただければありがたく存じます。

まず初めに、青少年・治安対策本部の取組についてお話しいただければ幸いです。総合対策部長の森山委員、お願いいたします。

【森山委員】

青少年・治安対策本部の森山です。どうぞよろしく願いいたします。

まず、当本部におけるいじめの防止等に関連する青少年の健全育成に係る事業について御説明させていただきます。リーフレットを何種類かお配りしていますので、あわせて見て説明のほうを聞いていただけたらと思います。

まず最初に、若ナビαについて御説明したいと思います。これは、今年度、今までやっていた事業を拡充して行っているものでございます。今まで相談窓口として、若者総合相談「若ナビ」というのがございました。また一方、非行少年等の支援を行う「ぴあすぽ」、こちらのほうの相談機能もございました。これを本年度統合しまして、東京都若者総合相談センター「若ナビα」として開設しております。

この若ナビαでは、若者とそのご家族等を対象として、電話・メール相談に加えまして、新たに来所相談も行いまして、人間関係とか、孤独、不安、幅広い分野にまたがる若者の様々な悩みに関する相談を受け付けております。また、必要に応じまして、その相談者、その方に合った適切な支援につなぐことで、若者の社会的自立を後押ししております。

それから、次に、最近話題になっている、よくSNS等の問題等が出ていますけども、「東京子どもネット・ケータイヘルプデスク・こたエール」。これも相談事業なんですけども、インターネットとか携帯電話、スマートフォンなどによる悪口や誹謗、中傷等のいじめに関する相談窓口として、平成21年度からこの「こたエール」を運営しております。昨年度は、ネットのいじめに関わる相談も含めまして、全体で約1,400件の相談がございました。相談の中で緊急性の高い案件やいじめの相談等につきましては、都の教育委員会とか、警察等に迅速に情報提供を行うなどして、早期解決に向けて関係機関と連携した取組を行っております。

それから、家庭・学校における教育、リテラシーの向上の部分なんですけども、インターネット・携帯電話に関するルールづくりの支援、これも行ってございまして、東京都のネット・携帯安全講座、これも行ってございます。これにつきましては、昨年度、保護者とか教育職員の方を対象として、「ファミリールール講座」を82回行ってございます。また、出前講演会を493回、それから、生徒会等の生徒が中心となって、生徒同士でルールを自主的につくる自主ルールづくりの支援を11校で実施いたしました。今後とも学校等での実施、学校と連携しながら推進していきたいと考えております。

それから、中学入学時に配布しております保護者向けのリーフレット「家庭で見守る子どものスマホ利用」。それと、中学一年生用のスマートフォンの安全な利用のための練習問題、これもお配りしております。後ほど御覧いただけたらと思っています。

私どもとしましては、関係機関の皆様と今後とも一層連携を強化して、いじめの防止を含めた子供・若者の健全育成の取組を推進していきたいと考えております。

青少年・治安対策本部からの御報告は以上でございます。

【森田会長】

ありがとうございます。

続きまして、東京都生活文化局私学部長、金子委員、お願いいたします。

【金子委員】

生活文化局私学部長の金子と言います。どうぞよろしくようお願いいたします。

私の方からは、私学の関係について御報告を差し上げたいと思います。

まず、都内の私立学校ですけれども、平成25年9月に施行されましたいじめ防止対策推進法に基づきまして、全ての学校が学校いじめ防止基本方針の策定、それから、学校におけるいじめ防止等の対策のための組織をもう既に設置しているというところでございます。

また、各学校が主体となりまして、スクールカウンセラーや教育相談担当者の配置ですとか、医療機関などの学校外の専門機関との連携、それから、チューター制度の導入など、子供が相談できる環境づくりにも、学校ごとに積極的に取り組んでいただいているところでございます。

私学部としては、こうした取組を支援するために、スクールカウンセラーを例えば配置するような場合に補助を行うとか、保護者や学校からの相談への対応だとか、いじめの相談窓口などの情報提供、それから、各学習別の私学団体と連携いたしました研修において事例紹介を行うことなどを行っております。このような取組を通じて、いじめの未然防止ですとか、早期解決に向けて団体とも協力しながら進めているところでございます。

また、今日の本協議会における議論や御意見なども踏まえまして、今後とも支援を引き続き行っていきたく、このように考えているところでございます。以上でございます。

【森田会長】

ありがとうございました。

続きまして、東京法務局人権擁護部長、中崎委員、お願いいたします。

【中崎委員】

東京法務局人権擁護部長の中崎と申します。よろしくようお願いいたします。

取組の紹介をさせていただくに当たって、いじめに関するパンフレットを御用意させていただきましたので、こちらを御覧いただきながら御報告させていただきます。

まず、法務省の人権擁護機関では、人権課題の一つとして、子供の人権に関する課題に取り組んでおります。いじめの現状については6ページに、これは全国の状況であります。平成27年度、ちょっと古い状況のものが御覧のとおりでございます。

東京法務局管内のいじめに関する人権侵害事件というのは平成28年には125件、いじめに関する相談も1,148件と依然として高い水準でございます。最近のいじめは多様化が進んでおりまして、通信機器の介在によって一層いじめが見えにくくなっているという実情もでございます。

また、いじめはささいな行為から危険を伴う行為へとつながることも少なくないことから、人権の観点からも重視すべき課題となっております。いじめをする子供やいじめを見て見ぬふりをする子供が生じる原因や背景には、子供を取り巻く学校、家庭や社会環境等が複雑に絡み合った問題がありますが、その根底には他人に対する思いやりやいたわりといった人権尊重意識の希薄さがあると思われま。この問題を解決するには、お互いの異なる点を個性として尊重するなどの人権意識を養っていくということが重要な活動と考えているところでございます。

子供の相談事業としては、当機関においても、子供の人権問題に関するフリーダイヤルの専用相談電話、「子どもの人権110番」、ちょうどパンフレット一番後ろにございます。また、インターネットによる

相談受付などを行っております。

また、都内の小中学校に在籍する児童生徒への「子どもの人権SOSミニレター」、これは便箋と封筒が兼用になっておりまして、パンフレットの中の16ページでございます。この配布などを通じまして、関係機関との連携を図りながら、いじめ問題の実態の把握と解消に向けて取り組んでいるところでございます。

東京法務局管内では、平成28年度中に寄せられたミニレターは約1,400通ございます。このうち、いじめに関する相談は637件、率で言いますと48%くらいです。ここ数年はほぼ同様の状況で推移しております。ミニレターの内容により緊急性の高いものについては、学校にも情報提供をして、学校での調査等をお願いすることもございます。

そのほか、啓発活動の一環として、人権教室というものを実施しております。これは小中学校に人権擁護委員が訪問して、いじめ等を考える機会をつくることによって、子供たちが相手への思いやりの心や生命の尊さを体得するというのを目的としております。

当機関としては、子供の人権を守るために学校や関係機関の皆様と協力して取り組んでまいりたいと考えておりますので、今後とも御理解と御協力をお願いしまして、御報告とさせていただきます。

【森田会長】

ありがとうございました。

いろいろな体制を組んで御協力いただいている、問題の解決を目指して御尽力いただいている様子がよく分かりました。

時間ももうございませんので、総合的な協議、あえてという方がいらっしゃいましたら、お手をお挙げいただきたいと思います。

一点だけちょっと私の方から東京都の方へお伺いしたいのですが、現在、まだ体制が非常に課題が多くて、かたまっておりませんが、相談の窓口の敷居をとにかく低くするために、今までのメール、それから直接面談、あるいは電話相談というものは、かなり子供たちの実態とギャップがあって、ミスマッチが多いという具合に言われておりまして、SNSを活用した相談体制の構築というのを今、いろいろと国のほうでも試験的に模索し、課題を洗い出しております。

東京都の方も今いろいろと、そこの本当に手前まで、かなりいろいろと相談の窓口が拡充されてこられましたけれども、今後としては、何かそういう相談の窓口をできる限り低くする、あるいは相談体制を通じて、御本人の相談だけではなくて、あそこであんなことをやっているよ。ちょっとそういうことを話を聞いたからといって、SNSですと非常に敷居が低いものですから、簡単に書き込んできてくれるということになりますと、ある意味では抑止力といいますか、相談機能だけではなくて、いじめ全体の抑止力、解決、解消も含めて、有効な手段ではなからうかというぐあいと言われております。もちろん課題も随分あります。

これに関して何かお考えをおもちでしたら御紹介いただければと思いますが、いかがでしょうか。

【増淵会長職務代理者】

報道等様々されておりますけども、SNSに先立って、都教委ではいじめ相談のアプリ、スマートフォンですぐに電話につながるアプリケーションを開発して、今年度からそれを入れております。なので、それで東京都の教育相談センターに電話がすぐつながるようになるということをやっております。その取組の効果も見ながら、それから他県の状況も含めながら、そのSNSをどう効果的に使えるかということは検討はしていきたいと思っております。

それから、相談しやすい環境づくりといったときに、例えば、電話相談などでも、相談する側が費用負担となると、これまた負担になりますので、実は教育相談センターはフリーダイヤル化をしていますので、その相談は無料で気楽にできるという、そういったこともやっています。

それから、相談窓口の周知ということについては、年にたしか3回だったと思いますけれども、そこはやっていますので、そういったあらゆる方法を使いながら、そこでの効果と、それから課題について整理していきたいと思っています。

【森田会長】

ありがとうございます。

今、取り組まれているそういう例えばアプリだとか、いろんな相談センターの機能の強化、充実、これらについてもやはり子供たちや保護者や都民の皆さん方と周知していただいて、是非とも保護者の方、地域の方々へ広報、周知を含めて宣伝していただければという具合に思っております。ありがとうございます。

それでは、最後にこれまでいろいろと御協議いただきましたけれども、増淵委員から、東京都の教育委員会、先ほどちょっと御紹介いただきましたけど、取組も含めまして、少しお話をいただきたいと思っております。

【増淵会長職務代理者】

大変熱心な御協議ありがとうございます。予定の時間をかなり大幅に超過していますので、もう簡潔にしたいと思います。

今日は大変お忙しい中、こうやってお集まりいただきました。こういった形で関係機関が一堂に会することで、学校におけるいじめ防止対策が形骸化せずに、充実した取組になっていく。そういった不断の検証の一つのきっかけだというふうに思っています。

東京都教育委員会で、今お手元の冊子『いじめ総合対策【第2次】』をお示ししたところでございます。特に、学校いじめ対策委員会を核とした組織的な対応、これについては、一定程度の成果が見られていると思っていまして、引き続きやっていきたいと思っています。

一方、課題としましては、学校や地域によっていじめの認知の格差、これがかなりあると。それから、児童・生徒がいじめの問題を自分たちの問題として、主体的に捉えて行動しようとしているかどうか、これについてもまだ課題があると考えています。

総合対策は様々ありますけれども、例えば、赤い方のところで見ていただいて、これの21ページにいじめに関する研修会の実施というのがあります。いじめを把握する学校の先生たちにきちんとアンテナを高くしていただきたいということで、研修会を3回やってくださいと。しかし、研修会を3回やってくださいと言って、どういうふうにすればいいんだということをきちんとケアをしないと、言っているだけになってしまいます。

そこで、青い方の冊子を御覧いただければと思うんですが、青いところの70ページに教員研修プログラムの概要ということでこの研修プログラムをつくりました。御覧いただくと、左の下のところから、70ページの下から研修1から始まって研修8までであると思います。要するに、8回研修できるようなプログラムなんですが、年3回やってくださいといったときに、じゃあ、どれをやればいいのかというと、この研修の1、2、3、これが特にやってほしいというところでの例示でございます。実際、じゃあ1、2、3をどうやるのかというのは、その次、ページをめくっていただいて、72ページのところは、研修1の具体的な内容、その次めくっていただいて、研修2の具体的な内容というふうにしていきます。このとおりにやっ

たら、じゃあ完璧に効果があるのかというのは分かりませんが、手がかりがないといって研修ができないということがないように、こういった手がかりを提供している取組をしています。

それから、もう一つ、またもう1冊のほうを見ていただいて、先ほど弁護士会の相原委員から、東京弁護士会としての派遣の取組を御紹介いただきました。この23ページのところに、いじめに関する事業の実施というのがあります。その下のところに、弁護士等を活用したいじめ防止事業の実施というふうに、ここにも示していますが、いじめに関する事業、これもじゃあ、どうやったらいいんだということを、先生たちにやってくださいというだけでは十分ではないので、もう一つ、また青い方を御覧いただければと思いますけれども、青いところの8ページ、9ページ、ここに学習プログラムの指導内容一覧ということで、どういう指導が考えられるかということでお示しをしました。縦軸、1、2、3、4とありますが、いじめをしない、させない、許さないための意識の醸成ですとか、個性の理解ですとか、こういったテーマで、横軸は小学校低学年から高等学校、特別支援学校まで、発達段階に応じてどういうことができるか。そして、このいじめの問題、特に大津で大きく話題になって、そこから道徳教育の充実ということで、特別の教科道徳になってきましたので、一番上のところは、道徳でどういうふうに行うことができるか。高等学校は道徳の時間がないので、東京都教育委員会の独自教科である「人間と社会」、そこでどういうふうに取り上げるかということをご例示をしています。

道徳ですから特別活動が中心になりますので、弁護士の先生の授業というのは、ちょっとここに例示はしていないんですが、こういった例示をして、具体的にその後には指導案を入れてありますので、例えば、こういった形で授業に取り組んでくださいというような形での情報提供をしています。

こんなような形で、いじめについては小さいいじめも見逃さない。そして、早い段階できちんと解決していく。そして、子供たち様々発達段階の中でいろんな問題に直面すると思います。ですので、人間関係のトラブルもあると思いますが、それを自分たちの力で、若しくは自分たちで発信をしながら解決できるような、そんな取組ができればと思っています。

今後ともこの総合対策をきちんと充実させて、いじめ問題の解決にいきたいと思っていますが、そのためにも、今日のような様々な形での関係の方々からの御示唆を頂けるのは極めて貴重だと思っていますので、引き続きよろしく願いできればと思います。

私からは以上でございます。

【森田会長】

ありがとうございます。

ただいま東京都の方から大変心強いといえますか、今まで、私も文部科学省の基本方針の座長をやっているんですが、改定に当たりまして、基本方針はあるけれども、一向に神棚に上げていて実効性がないよと。組織はあるけど、組織は全然機能していないよという点が大きな課題だったわけです。

今、都教委の増淵会長代理から御説明いただいたように、基本方針につきましても、年間の授業プログラム、こういうものをしっかりと中身を添えて、実効性のある具体的な形で展開していただくことは極めて大切なことです。しかも、それをなおかつ授業の場面へ内在化させて、そして、いかに生かしていくかということがこれからの方向として打ち出されているとっておりますし、組織は組織で様々な課題を抱えておりますが、それを有効に機能するように、これらの方策とかみ合わせながら、学校の中で機能させていくということが非常に大事な方向で、今、お示しいただいた第2次、第1次の方も私、随分、研修や講演で活用させていただいていますが、授業プログラムなんかは非常にいいものが作られておりまして大変参考になります。

それから、いじめの認知に関しましても今回の第2次に入っておりますが、今までの社会通念と、それから、新たに法律で広がった部分と、非常に明確に区分して、そして、いじめにどう気付いて認知していくのかという点まで触れておられます。是非ともこれ、関係の方々にお読みいただいて、教員はもう全部配られているのでございますので、それをしっかりとこなしていただきながら、今後、子供たちの成長につなげる指導、いじめというのも、もちろん解決するのは大切ですが、それをいかにして、今日も御意見出ました、皆さん方から、広い視点から成長につなげていく指導をどうやっていくのか。その支援をどうするのかという観点で、これから取り組んでいただければ。そのためには、今日も今、おっしゃいましたように、皆さん方の御協力と連携、これが欠かせぬところでございますので、是非とも今後とも引き続きよろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、事務局の方で何かございましたらバトンをお渡しします。よろしくお願ひします。

【事務局（青海）】

森田会長、どうもありがとうございました。大変ありがたい評価も頂きましてありがとうございます。

また、委員の皆様、本日は貴重な御協議を賜りまして大変ありがとうございました。大変、御多用の中、お集まりいただきまして本当にありがとうございました。頂戴いたしました御意見につきましては、今後とも東京都といたしまして、いじめ問題の解決に向けまして対策を推進してまいりたいと存じます。どうぞ今後ともよろしくお願ひいたします。

【森田会長】

どうも本日はいろいろな角度から忌憚きたんのない御意見を頂きまして、課題もいろいろと提案していただきましてありがとうございました。ますます充実した方向にこの会が向かうことができるかと思っております。

これで本日の協議は全て終了させていただきます。御協力ありがとうございました。